

第2次静岡市犯罪等に強い まちづくり基本計画

「安心して活動することができる安全な地域社会の実現」

に向けて



静岡市

【平成30年度中間見直し】

はじめに

犯罪のない安心して暮らせる安全な地域社会の実現は市民共通の願いです。

静岡市では、「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」に基づき、平成 23 年 3 月に「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定し、市民、事業者、警察、関係機関・団体の皆様と連携、協力し、防犯及び犯罪被害者等支援に取り組んでまいりました。

皆様のご協力により、市内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、乗り物盗や侵入盗など、私たちの身近なところで依然として犯罪は発生しています。さらに、子どもや女性を対象とした不審な声かけやわいせつ事件、高齢者を対象とした振り込め詐欺など、弱い立場の人を狙った犯罪も後を絶ちません。また、インターネットの普及など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、私たちが、ある日、突然被害者になってしまう危険もあり、犯罪は決して他人事ではありません。

このような状況を鑑み、「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図り、防犯活動による地域の連帯感を醸成し、安心な地域づくりを推進するため「第 2 次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定いたしました。

この計画により、犯罪の被害に遭う市民を一人でも少なくするとともに、不幸にして犯罪被害に遭ってしまった場合にも、被害者が再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、市民、事業者、警察、関係機関・団体及び市が連携、協力し、誰もが「安心して活動することができる安全な地域社会」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画策定にあたり、多大な御尽力を賜りました「静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様や関係機関・団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

静岡市長 田辺 信宏

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 安全の定義	
第2章 犯罪の現状と課題	3
1 犯罪の状況	
2 市民意識の実態	
3 これまで（平成27～29年度）の取組検証と犯罪等に強いまちづくりへの課題	
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 目的	
2 基本理念	
3 計画期間	
4 8年後の目指す姿	
5 それぞれの役割	
6 計画の目標	
第4章 基本方針及び基本施策	29
1 基本方針	
（1）防犯意識の高い人づくり	
（2）防犯力の高い地域づくり	
（3）犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり	
（4）犯罪被害者等への支援体制づくり	
2 具体的な取組	
3 施策の体系	
第5章 計画の推進	48
1 全市的な推進体制	
2 本市の推進体制	
3 計画の進行管理	
4 <i>世界共通目標を踏まえた対応</i>	
参考資料	52
○静岡県犯罪等に強いまちづくり条例	
○静岡県暴力団排除条例	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての市民が安心して活動することができる安全な地域社会を実現するためには、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という考えのもと、市民、地域、事業者、行政、警察等が連携し、一体となって犯罪の防止に取り組んでいく必要があります。また、思いがけず犯罪に遭われた人が、その被害を回復し、元の平穏な生活を営むことができるようになるには、様々な支援が必要となります。

静岡市では、市民が安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指し、平成22年4月に防犯及び犯罪被害者等支援施策の基本となる「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例は、犯罪等に強いまちづくり^{*}の基本理念や、市・市民・事業者の責務を定めるとともに、市の犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定を定めています。

この条例に基づき、平成23年3月に策定した「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」が平成26年度をもって計画期間が終了することから、平成27年度からの「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定し、市民・事業者・警察等と連携・協力しながら、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指します。

なお、平成30年度をもって、8年間の計画期間の中間年を迎えたことから、「静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会」において、前期計画（平成27～29年度）の進捗状況を検証し、計画の見直しを行いました。

※「犯罪等に強いまちづくり」とは

条例では、「犯罪及びこれに準ずる心身又は財産に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により市民が害を被り、又は他人に害を与えることなく平穏な生活を営むことができるよう、地域社会において犯罪等の発生を防ぐ取組」と「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支える取組」を総合的に推進することを「犯罪等に強いまちづくり」と位置づけています。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条に基づき、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市における犯罪等に強いまちづくりに関する施策は、「第3次静岡市総合計画」の生活・環境分野における「人と自然が共に生き、だれもが住み続けたいと思えるまちを実現します」の政策「住み良さを実感できる生活環境をつくります」にも位置づけられています。

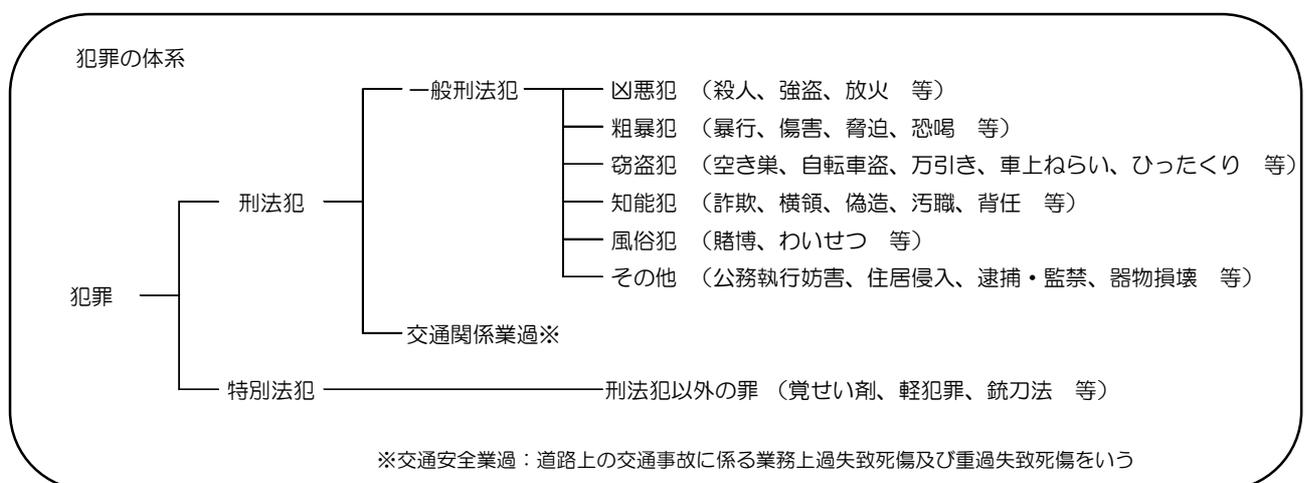
また、この計画の推進にあたっては、「第3次静岡市総合計画」の実施計画や本市における他の計画、静岡県の「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」や「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」との整合を図っていきます。

3 安全の定義

この計画における安全とは、市民の生命、身体及び財産に対して危害又は損害を発生させる犯罪からの安全とします。

この計画に基づき、市民生活に身近な場所で発生する一般刑法犯（侵入盗、乗り物盗、振り込め詐欺、子どもや女性を狙った犯罪等）からの被害防止、また、被害からの回復を図り、犯罪等に強いまちづくりを進めます。

なお、交通安全、食の安全、火災・地震などの災害、労働災害といった分野における安全については、既に体系的な取組がなされているため、この計画でいう「安全」には含まないこととします。



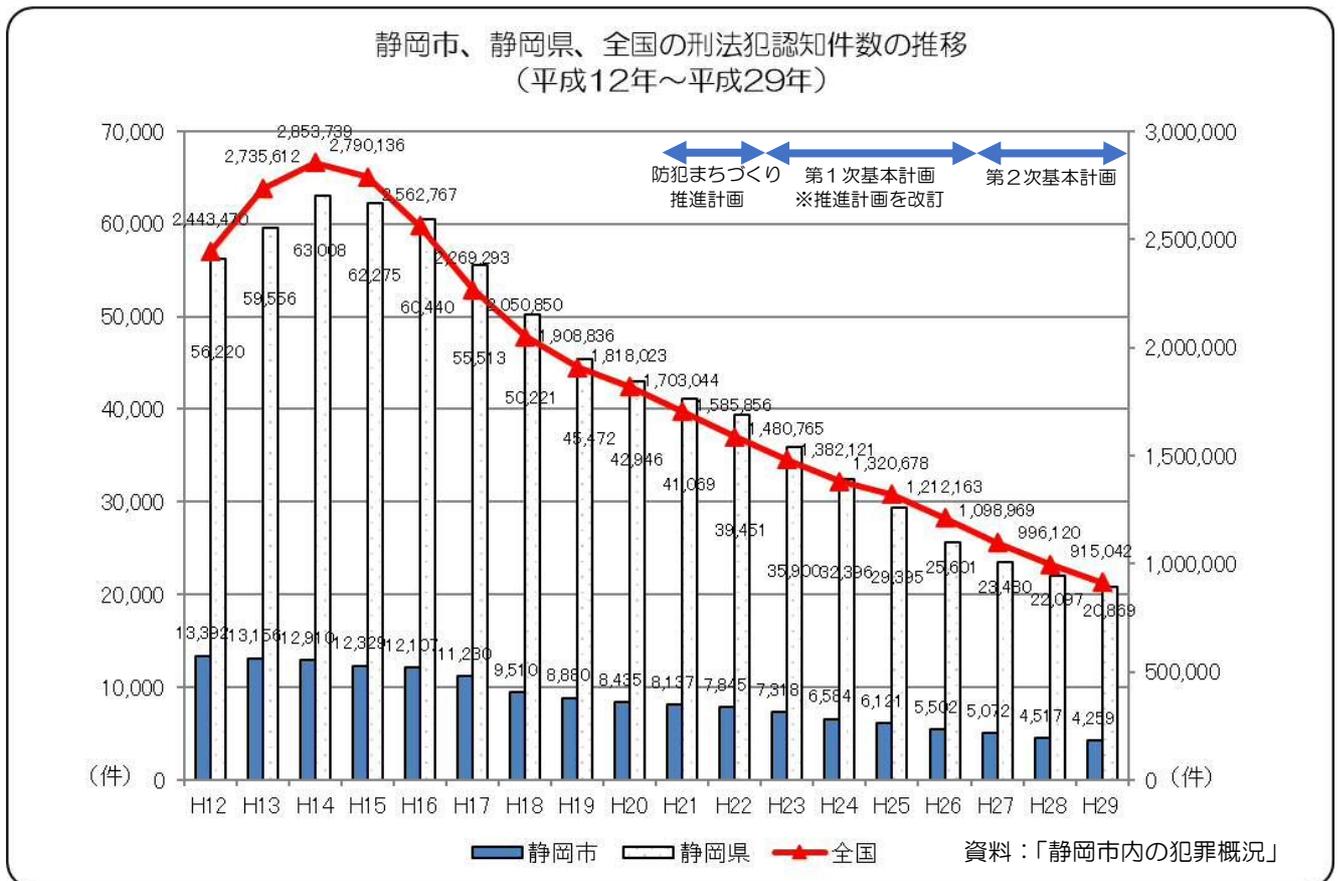
第2章 犯罪の現状と課題

1 犯罪の状況

(1) 刑法犯認知・検挙件数の推移

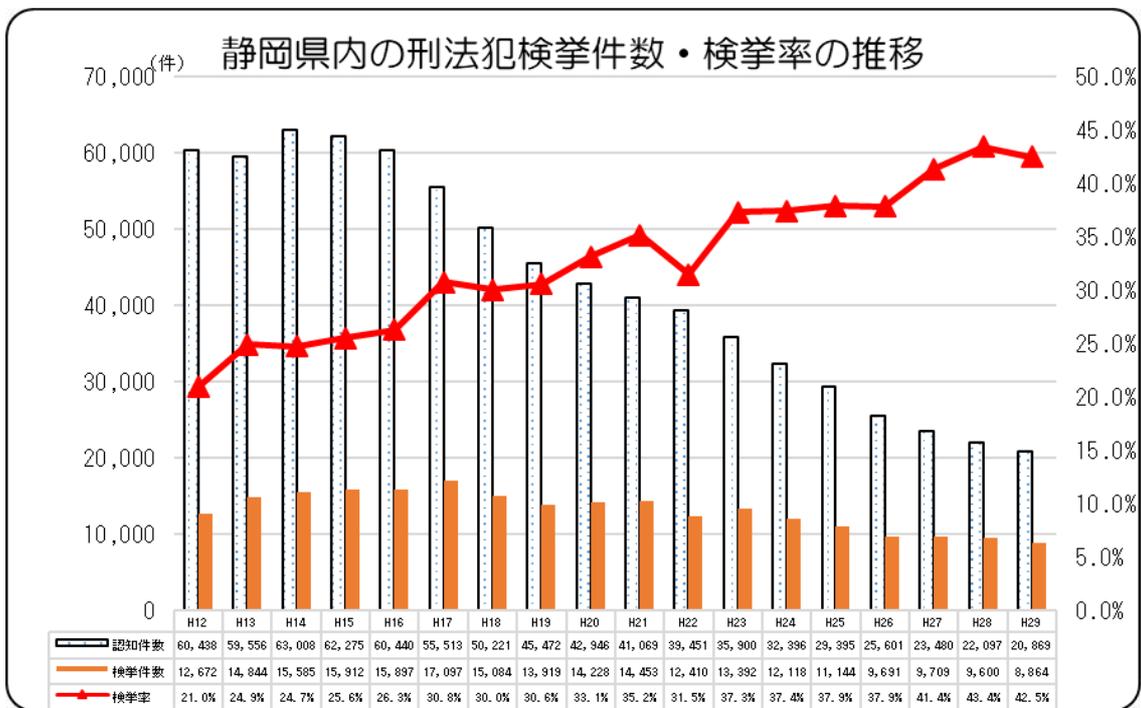
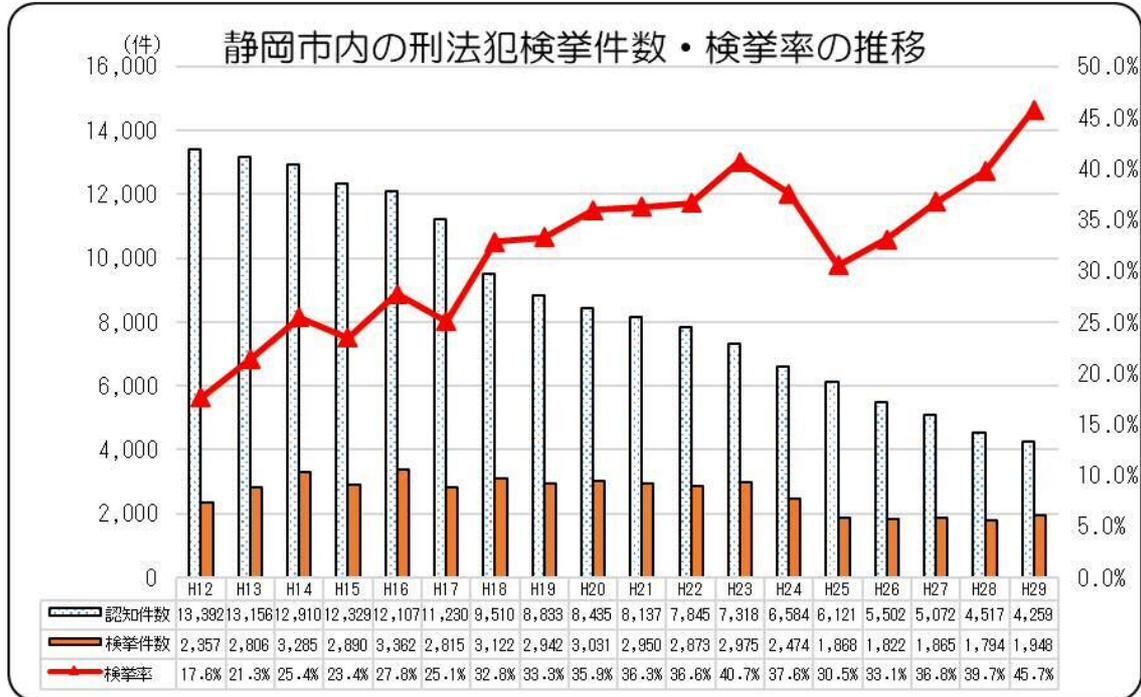
① 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数（警察で受理（認知）した犯罪の件数）は、平成12年の13,392件をピークに、平成29年には4,259件となり、平成12年から29年では9,133件（68.2%）と、大きく減少しています。市内の刑法犯認知状況は、静岡県、全国の刑法犯認知状況と同様の傾向にあり、地域住民による見回りや声掛け、防犯ボランティアや防犯カメラの存在等の効果により、年々減少傾向にあります。



② 刑法犯検挙件数の推移

本市の刑法犯検挙率は、静岡県と同様に近年は上昇傾向にあります。

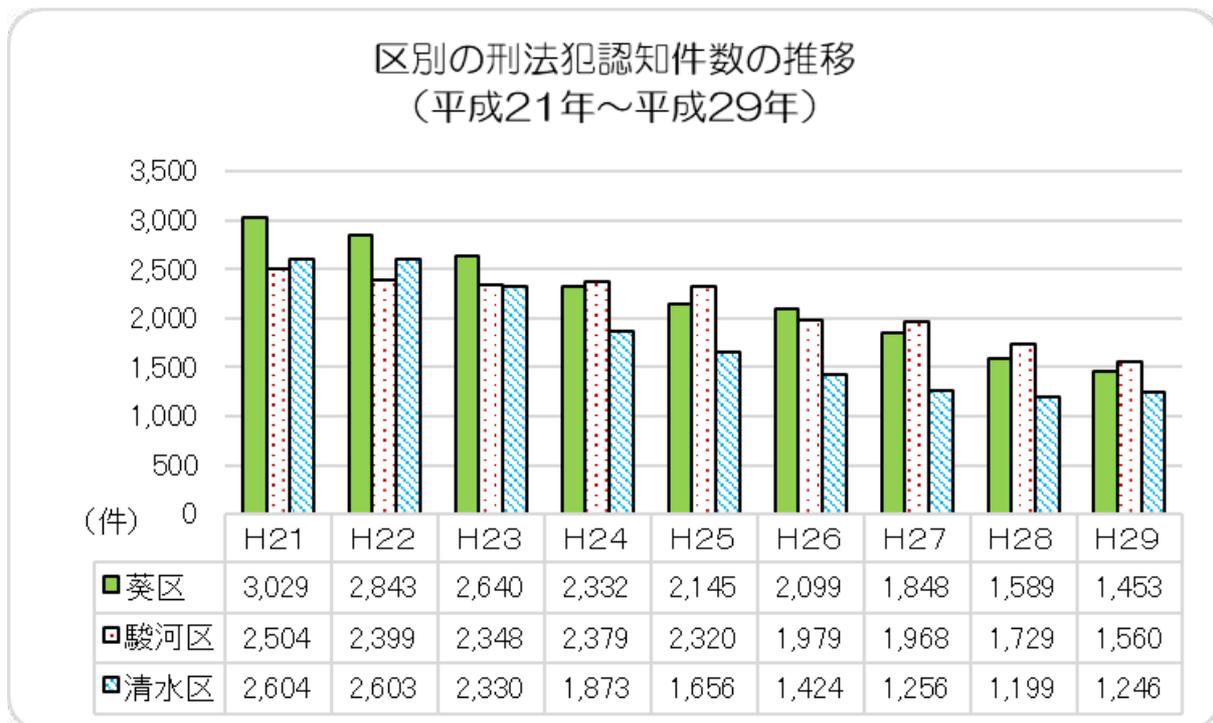


※斜体の文字が平成31年3月に中間見直しにより改訂した箇所となります。

(2) 区(地域)ごとの状況

次に、本市の各区における刑法犯認知件数をみますと、各区とも減少傾向にありますが、平成21年から平成29年にかけて、葵区では3,029件から1,453件に減少(1,576件減)、清水区では2,604件から1,246件に減少(1,358件減)しているのに対し、駿河区では2,504件から1,560件(944件減)と約38%の減少にとどまっています。

これは窃盗犯の認知件数が、葵区では2,272件から1,006件に減少(1,266件減)、清水区では1,874件から954件に減少(920件減)しているのに対し、駿河区では1,970件から1,158件(812件減)と、葵区、清水区と比べ減少率が低いことが影響しています。



資料：「静岡市内の犯罪概況」



(3) 政令指定都市との比較

他の政令指定都市の刑法犯認知件数と本市の刑法犯認知件数を比較しますと、平成29年の静岡市の刑法犯認知件数4,259件は20政令指定都市の中で最も少なくなっています。

また、人口千人あたりの発生件数では6.09件と、横浜市、川崎市、浜松市、熊本市に次いで件数の少ないほうから5番目となっています。近年の静岡市は、政令指定都市の中で、4～6番目を維持しています。



※人口千人あたりの発生件数は、平成29年12月1日付け推計人口で算出 資料：福岡市調査結果を基に作成

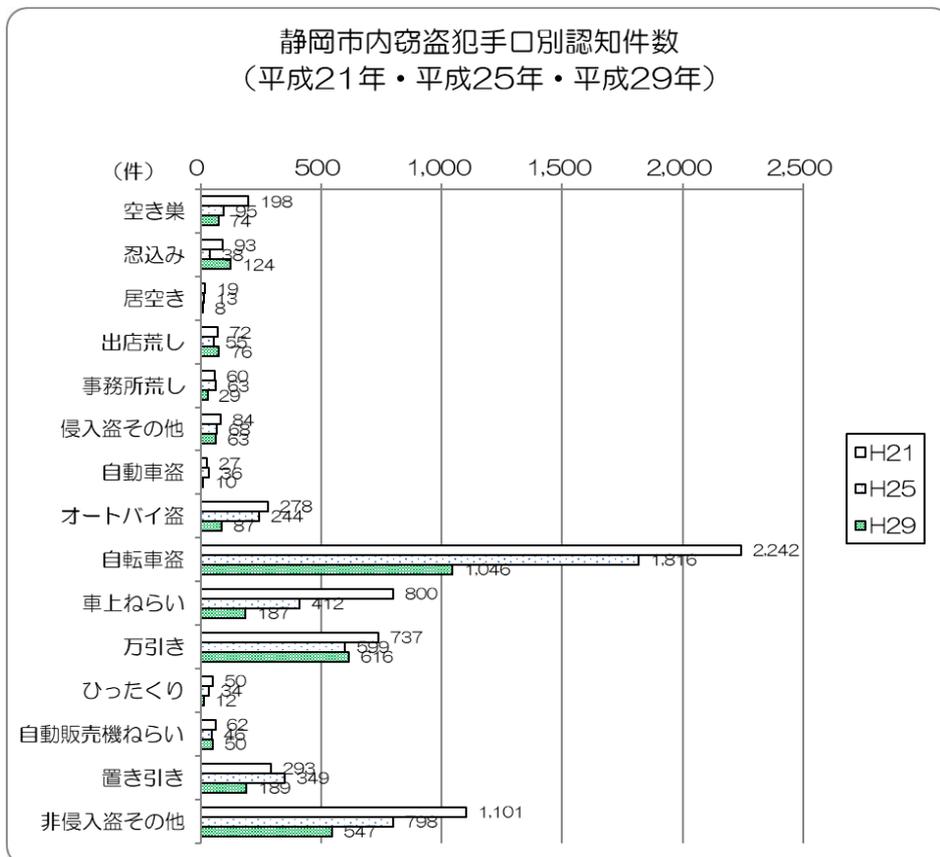
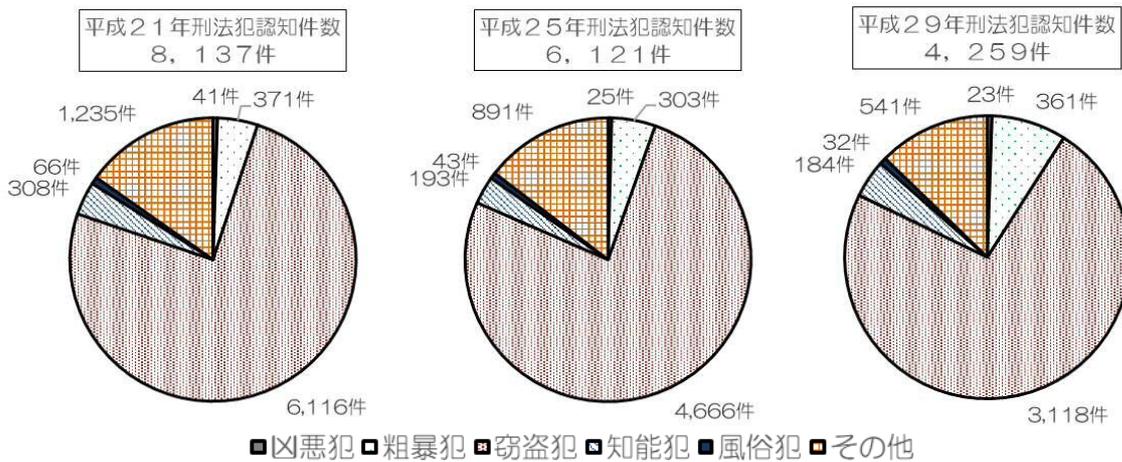


※人口千人あたりの発生件数は、平成25年12月1日付推計人口で算出 資料：福岡市調査結果を基に作成

(4) 平成29年の犯罪の現状

本市の平成29年の犯罪を罪種別でみますと、窃盗犯は3,118件と全体の7割以上を占めています。また、窃盗犯の手口別認知件数をみると、自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗といった市民の身近なところで発生する犯罪の割合が多く、平成29年の自転車盗1,046件は、刑法犯認知件数の24.6%を占めています。

犯罪の状況については、第1次基本計画を策定した平成21年時、第2次基本計画を策定した平成25年時と比較しますと、刑法犯の認知件数は減少していますが、犯罪の状況に大きな変化はないと認められます。



(5) 子ども、女性、高齢者に対する犯罪

本市の子ども（15歳以下）、女性の刑法犯による被害者数は、刑法犯認知件数の減少と同様に減少傾向にあります。しかし、子ども、女性ではわいせつ行為などの風俗犯の被害割合が、他に比べ高くなっています。また、高齢者（65歳以上）では、振り込め詐欺などの被害者数が増えています。

男女別の被害者数（罪種別） (件数)

	男性							女性							合計
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	
H21	15	245	2,964	61	3	593	3,881	21	125	1,979	67	47	326	2,565	6,446
H22	17	271	2,901	59	0	537	3,785	21	135	1,888	40	81	274	2,439	6,224
H23	8	244	2,604	40	1	566	3,463	14	115	1,736	61	63	250	2,239	5,702
H24	18	230	2,374	42	0	493	3,157	15	115	1,419	45	49	209	1,852	5,009
H25	14	191	2,271	35	2	439	2,952	9	102	1,371	59	35	219	1,795	4,747
H26	12	213	1,926	24	3	397	2,575	17	163	1,122	42	37	198	1,579	4,154
H27	7	198	1,926	40	1	326	2,498	9	149	1,061	52	30	163	1,464	3,962
H28	9	206	1,557	40	2	263	2,077	12	136	818	61	21	155	1,203	3,280
H29	11	182	1,428	41	4	291	1,957	11	176	754	75	28	139	1,183	3,140

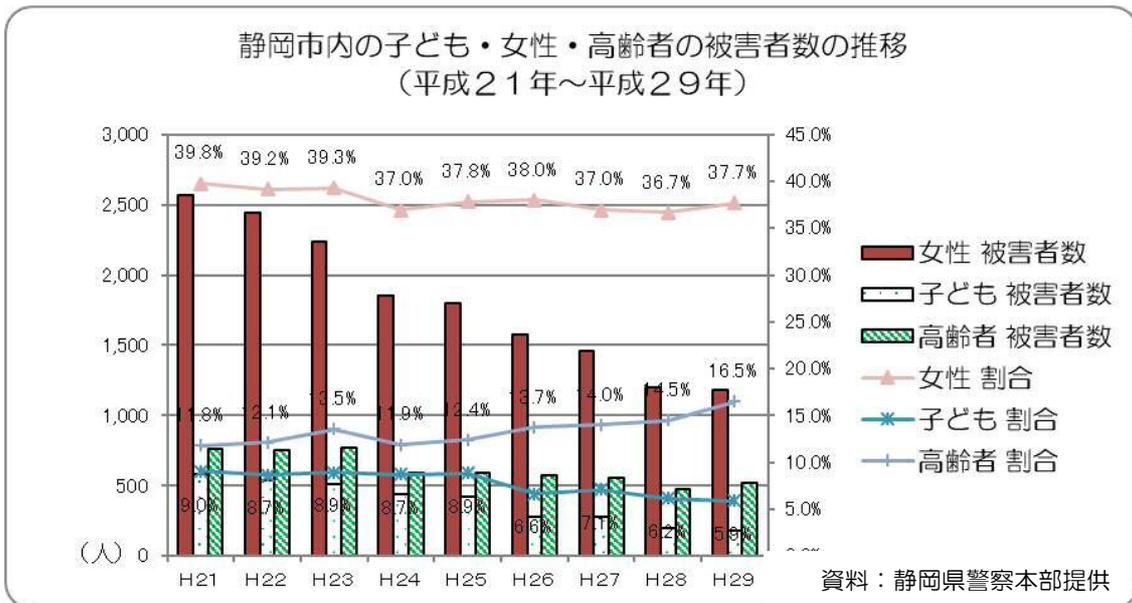
男女別子ども（15歳以下）の被害者数（罪種別） (件数)

	男性							女性							合計
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	
H21	1	24	335	0	1	18	379	0	9	176	0	7	11	203	582
H22	0	24	322	0	0	13	359	0	3	146	0	24	8	181	540
H23	1	10	289	0	0	15	315	0	12	150	0	23	8	193	508
H24	0	14	260	0	0	20	294	2	7	115	0	11	8	143	437
H25	0	16	252	0	1	10	279	0	7	126	0	3	6	142	421
H26	0	15	154	0	1	10	180	0	12	74	0	7	3	96	276
H27	0	13	159	0	0	5	177	1	7	82	0	7	7	104	281
H28	0	16	122	0	1	7	146	1	2	43	0	8	3	57	203
H29	1	15	101	1	2	3	123	0	7	43	0	8	4	62	185

男女別高齢者（65歳以上）の被害者数（罪種別） (件数)

	男性							女性							合計
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	
H21	3	14	317	9	0	65	408	2	9	275	25	0	42	353	761
H22	4	16	318	13	0	86	437	4	6	259	10	0	38	317	754
H23	3	21	348	14	0	71	457	1	12	243	27	0	31	314	771
H24	5	14	263	8	0	59	349	4	12	191	17	1	21	246	595
H25	1	14	223	13	0	58	309	5	11	197	42	1	24	280	589
H26	2	32	221	6	0	63	324	4	18	180	25	0	20	247	571
H27	0	16	225	16	0	58	315	4	13	161	43	0	18	239	554
H28	4	25	167	20	0	41	257	1	14	145	49	0	10	219	476
H29	2	22	188	16	0	53	281	1	19	134	61	0	22	237	518

資料：静岡県警察本部提供



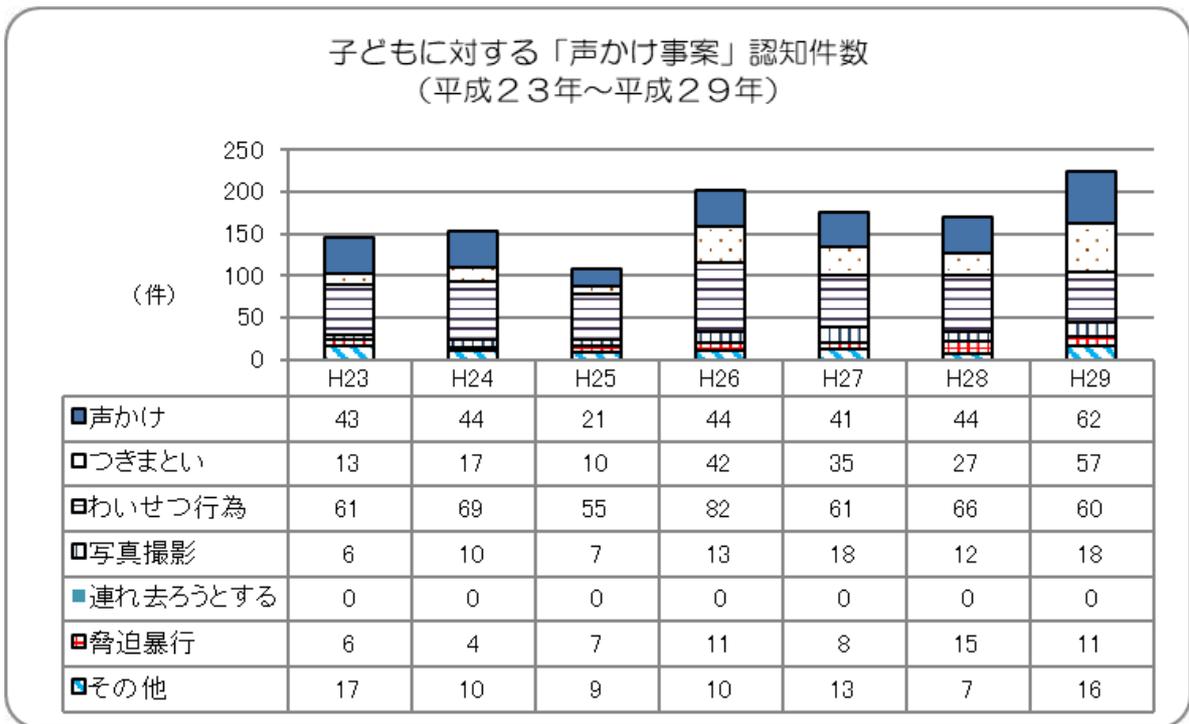
① 子どもに対する声かけ事案

本市における、子どもに対する犯罪の前兆である「声かけ事案」の認知件数については、平成25年以降増加傾向にあります。

また、「声かけ事案」の認知件数は、警察に届出があったもので事件に至らないものであることから、実際の発生件数は認知件数を上回るものと思われます。

なお、この認知件数には、地域住民が子どもに対して挨拶しただけであっても、子どもが不審に感じて警察に通報した場合のような事件性のないものも含まれている可能性があります。

※「声かけ事案」とは、子ども（18歳以下）に対する声かけのうち、事件には至らないものや、不審者の出没事案などをいいます。

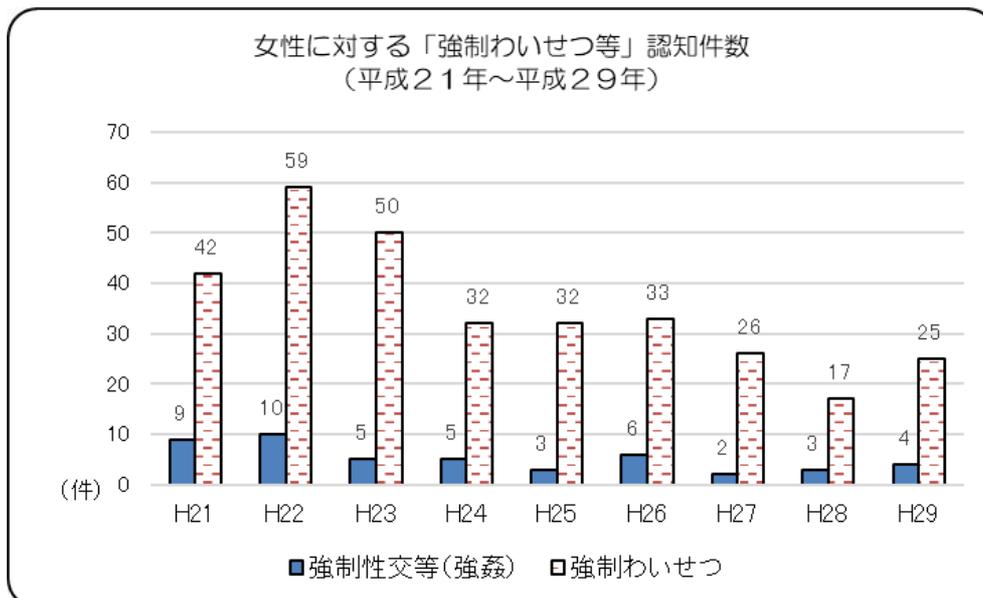


資料：「静岡市内の犯罪概況」

② 女性への犯罪被害

女性に対する「強制性交等(強姦)・強制わいせつ」の認知件数は、横ばいの状況が続いています。また、性犯罪の被害は、被害者の心の傷が大きく、警察に届け出ないケースも多いので、「声かけ事案」同様、実際の発生件数は認知件数を上回るものと思われます。

※平成29年7月に刑法が改正され、強姦罪は強制性交等罪に変更されました。



資料：「静岡市内の犯罪概況」

③ 振り込み詐欺

本市における振り込み詐欺被害の発生状況は、平成20年に107件、1億5,445万円余の被害がありましたが、平成24年に14件、3,161万円余の被害まで減少した後に増加傾向に転じ、平成29年には81件、2億1,049万円余の被害となりました。

その被害件数のほとんどが「オレオレ詐欺」によるもので、「還付金詐欺」は金融機関のATMでの対策が進んだことにより減少傾向にあります。

さらに、最近では、従来の「振り込み型」の手口から、犯人が自宅までキャッシュカードや現金を取りに来る「手渡し型」、首都圏などの県外に現金を持参させる「持参型」といった手口に変化しており、振り込み詐欺の手口が複雑・巧妙化しています。

また、架空請求詐欺では、裁判所や裁判所職員を装った電話やメール、法務省管轄支局を騙る葉書や封書が送付される手口、電子マネー（プリペイドカード）を買わせる手口も多発しています。



平成29年 静岡市内の振り込め詐欺・特殊詐欺の被害状況

手口	被害件数	被害額
振り込め詐欺	81件	210,496,000円
オレオレ詐欺	60件	92,980,000円
架空請求詐欺	16件	110,763,000円
融資保証金詐欺	2件	2,767,000円
還付金等詐欺	3件	3,986,000円
その他の特殊詐欺	0件	0円
未公開株、社債等の有価証券購入、外国通貨取引	0件	0円
異性との交際あっせん	0件	0円
ギャンブル必勝情報提供	0件	0円
その他の名目	0件	0円

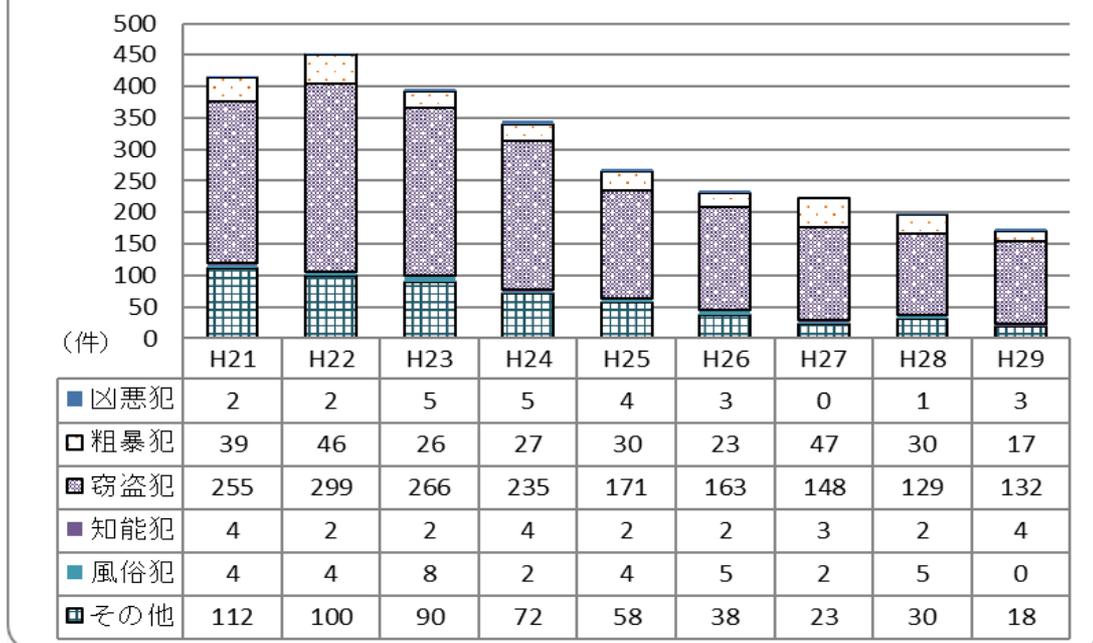
資料：「静岡市内の犯罪概況」

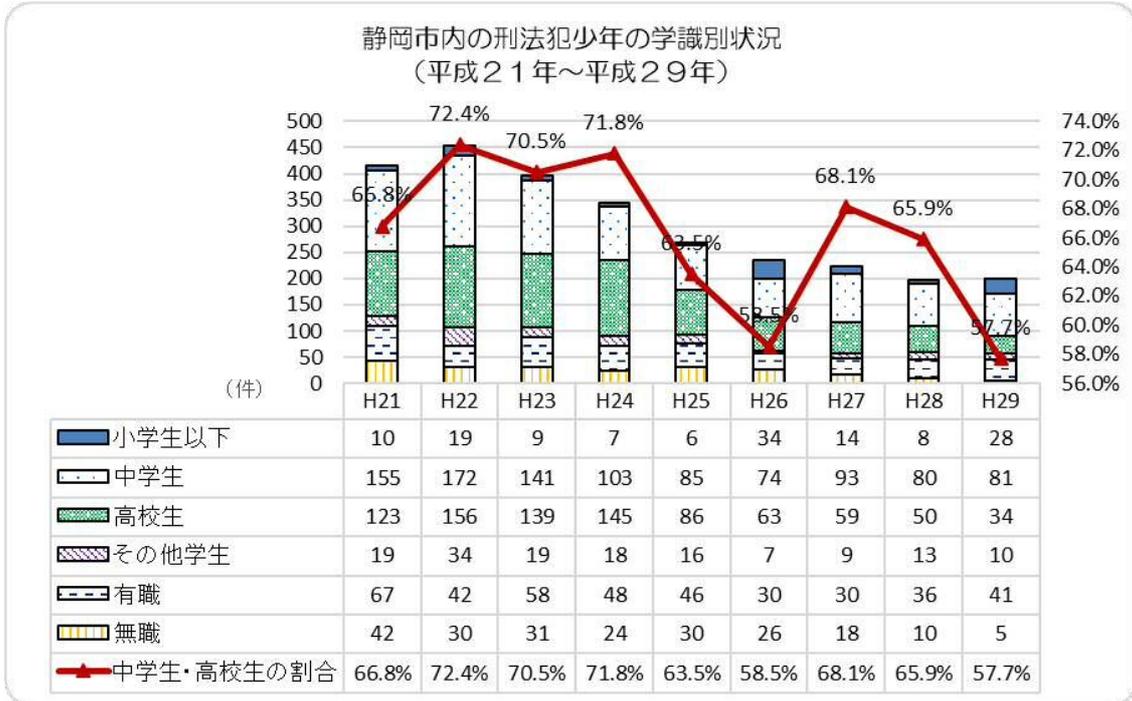
(6) 少年犯罪

平成29年に静岡市において、少年（20歳未満）が刑法犯で検挙・補導された件数は174件で、年々減少傾向にあります。

罪種別でみると窃盗犯が132件で、全体の75.9%を占めています。また検挙・補導された少年を学識別でみると、中高生だけで115人と全体の57.7%となっています。

静岡市内の刑法犯少年の罪種別検挙・補導状況
(平成21年～平成29年)





(7) 暴力団情勢

静岡県内では、平成29年12月末現在、約1,220人（うち構成員約625人）の暴力団員等を把握しています。

※暴力団員等：暴力団の構成員、準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等のこと。

暴力団員等の数は年々減少しており、これは静岡県及び県内各市町において暴力団排除条例が制定され、暴力団排除活動が活性化したことによるものと考えられます。

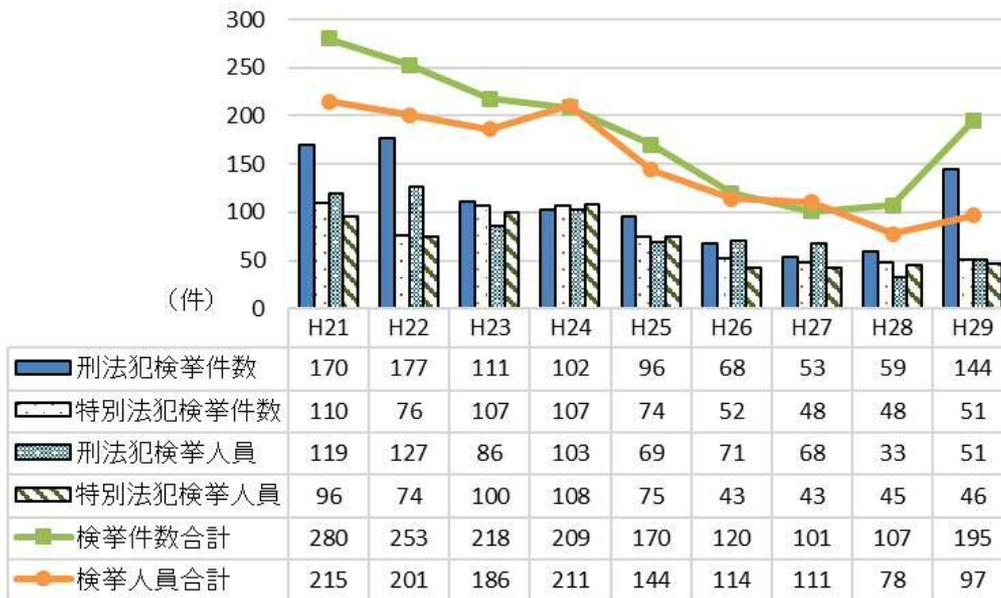
◆静岡県暴力団排除条例 平成23年8月1日施行

◆静岡市暴力団排除条例 平成25年4月1日施行

平成29年の市内の暴力団員等の検挙件数は195件と、平成24年の209件に比べ減少しております。また、検挙人数も平成24年の211人から97人に減少していますが、依然として暴行、脅迫、恐喝、賭博、覚せい剤の密売などの伝統的な資金獲得活動や、暴力団による窃盗、凶悪犯罪が市民の脅威になっています。

また、平成27年以降は、指定暴力団山口組の分裂により、静岡県内でも、三島市や浜松市で抗争事件が発生し、市民を不安に陥れています。

静岡市内の暴力団等の検挙件数の推移
(平成21年～平成29年)



資料：「静岡市内の犯罪概況」

静岡市内の暴力団員等の検挙状況

	平成24年		平成25年		平成29年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	209	211	170	144	195	97
刑 法 犯	102	103	96	69	144	51
凶悪犯	3	3	4	6	0	0
粗 暴 犯	44	62	32	38	16	22
暴行・傷害	19	27	24	28	8	9
脅迫・恐喝	25	35	8	10	8	13
詐欺	11	8	9	11	16	12
窃盗	31	15	40	8	88	9
器物損壊	1	2	1	1	2	1
その他	12	13	10	5	22	7
特 別 法 犯	107	108	74	75	51	46
覚せい剤取締法違反	73	64	50	43	19	13
風営適正化法違反	8	15	9	14	5	9
児童福祉法違反	1	3	2	3	0	0
青少年環境整備条例	5	5	0	0	2	1
その他	20	21	13	15	25	23

資料：「静岡市内の犯罪概況」

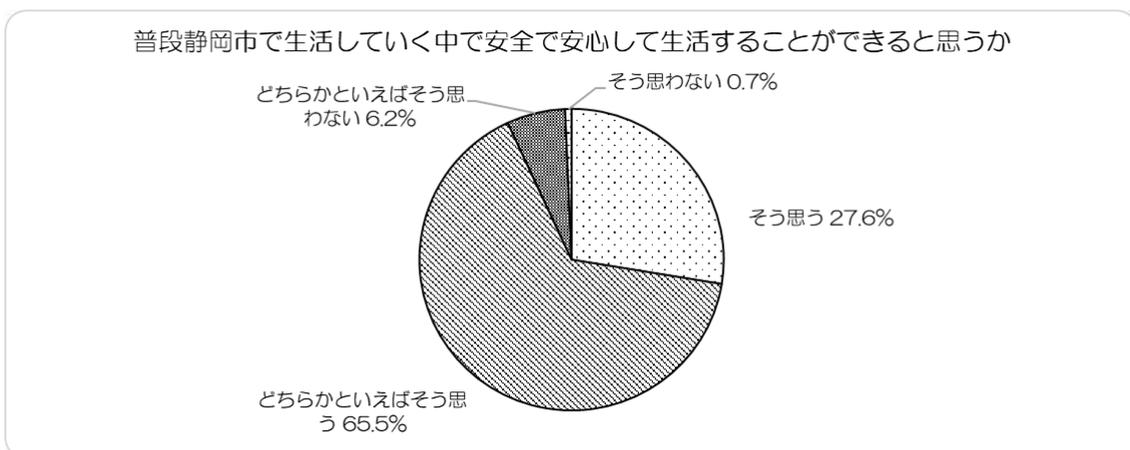
2 市民意識の実態

この計画の中間年度の評価をするにあたり、市民の「防犯」、「地域における防犯活動」、「暴力団追放活動の取組」、「犯罪被害者等支援」に対する意識を把握するため、平成30年8月に150名の市政アンケートモニター調査を実施しました。（回答率96.7%）

なお、平成25年11月に第2次基本計画策定時の調査を行っています。

(1) 市民の体感治安

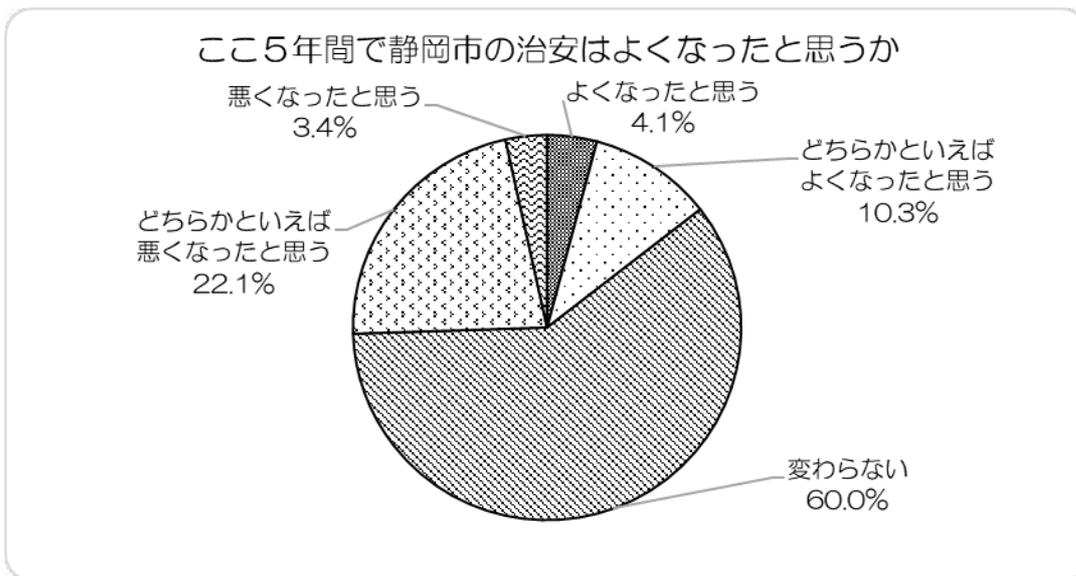
「普段、静岡市で生活していく中で安全で安心して生活することができると思う」と回答したのは、全体の27.6%でした。「どちらかといえばそう思う」を含めると、全体の93.1%の方が、静岡市は安全で安心して生活することができる街だと感じていることがわかりました。



(2) 静岡市の治安の回復について

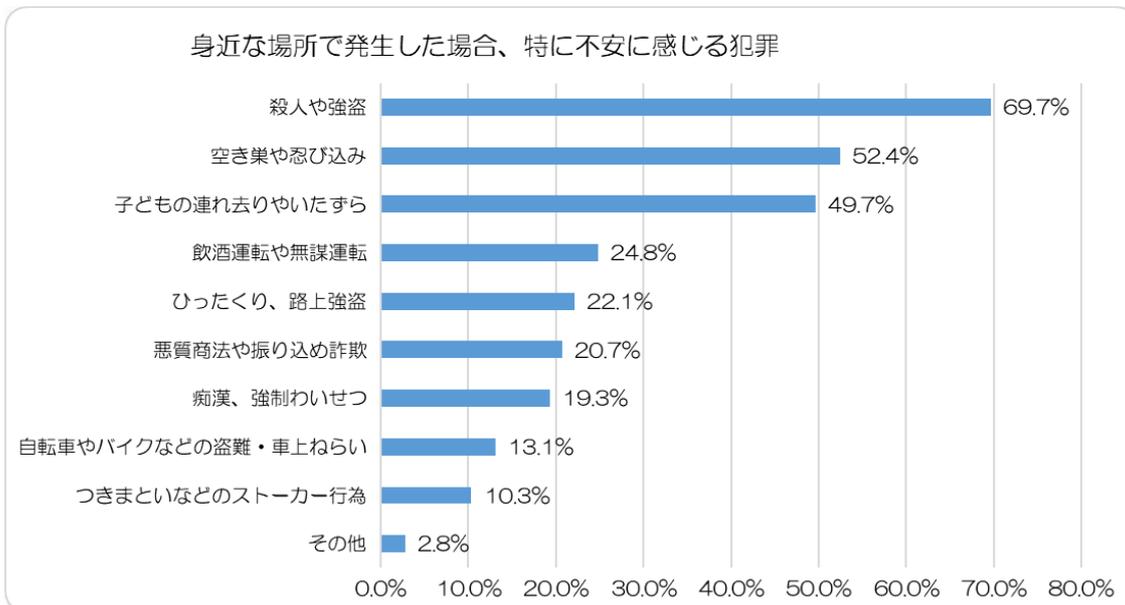
「ここ5年間で静岡市の治安はよくなったと思うか」という質問に対し、全体の60.0%が「変わらない」との回答でした。治安のバロメーターの一つである刑法犯認知件数は、市内のピークであった平成12年の13,392件に比べ、平成29年には4,259件まで減少していますが、市内の治安が回復していると感じている人は少ないことがわかりました。

なお、平成25年の調査では、治安が回復していると「感じている」と回答したのは、全体の9.0%でした。



(3) 特に不安に感じる犯罪について

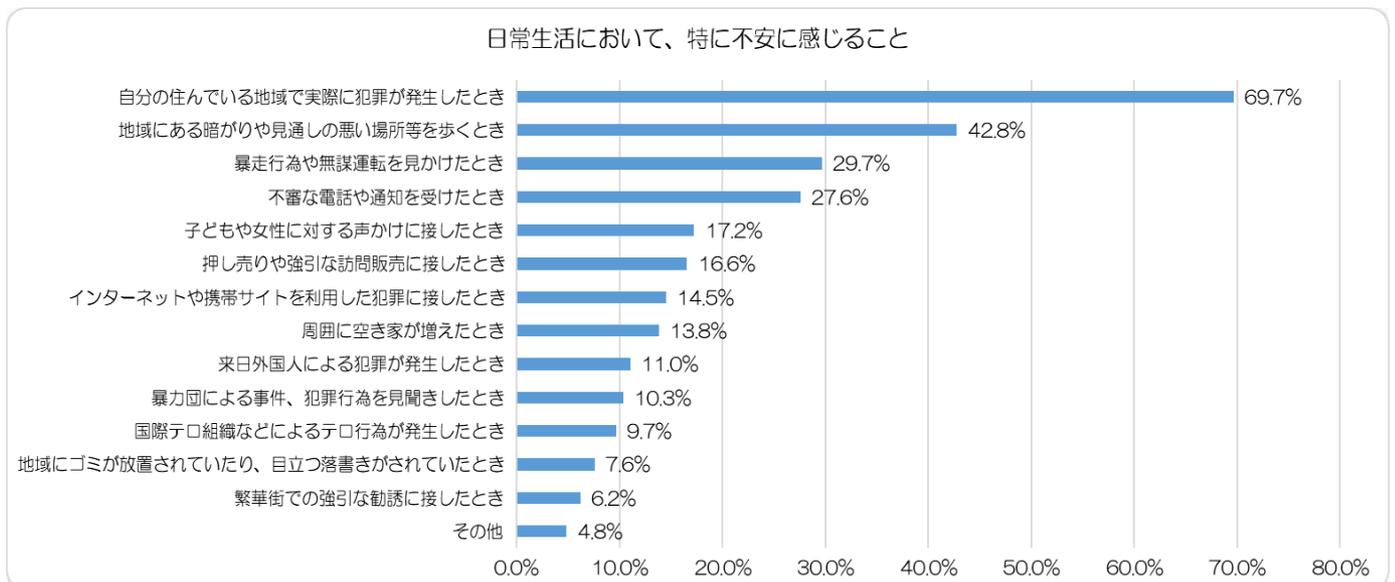
身近な場所で発生した場合、特に不安に感じる犯罪として回答が多いものは、「殺人や強盗」(69.7%)、「空き巣や忍び込み」(52.4%)、「子どもの連れ去りやいたずら」(49.7%)の順となっており、この傾向は、平成25年の調査と同様でした。



(4) 日常生活における不安について

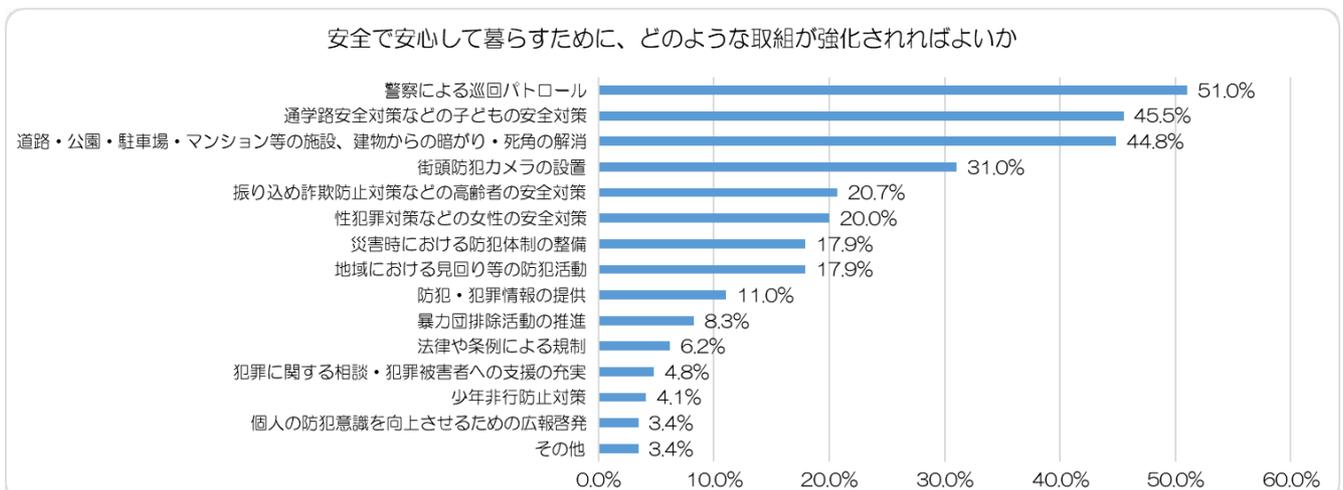
日常生活において特に不安に感じることの上位2位は、「自分の住んでいる地域で実際に犯罪が発生したとき」(69.7%)、「地域にある暗がりや見通しの悪い場所等を歩くとき」(42.8%)で、平成25年調査と同様でした。

また、平成25年は0%であった「子どもや女性に対する声かけに接したとき」が17.2%となりましたが、平成30年度に入ってから発生した子どもに対する犯罪被害の報道を受け、子どもの安全に対する関心が高まっていることが考えられます。



(5) 安全で安心して暮らすために強化すべき取組について

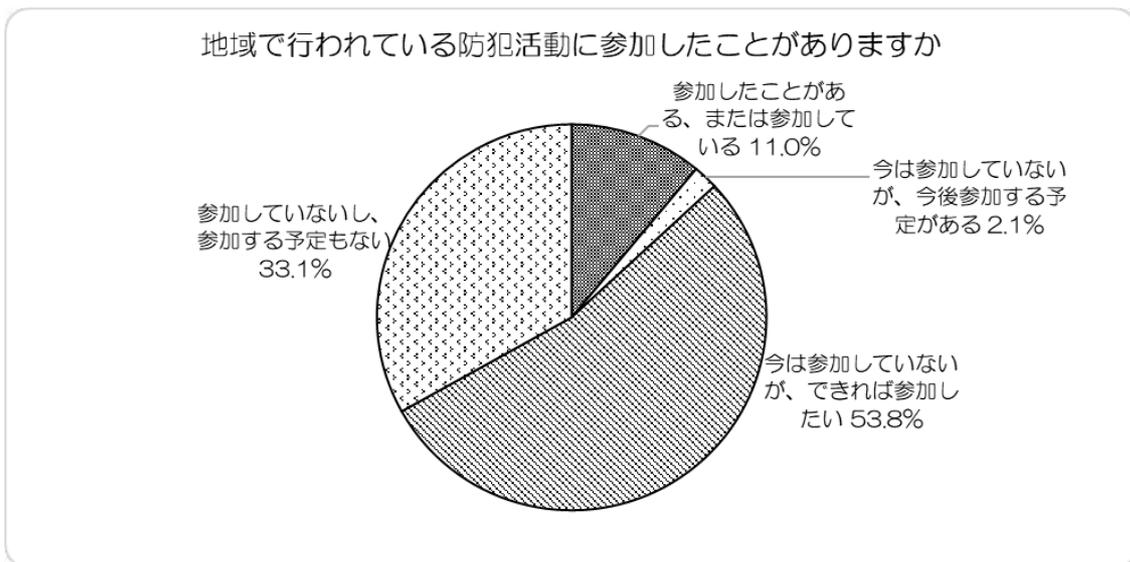
安全で安心して暮らすために強化すべき取組として回答が多かったのは、「警察による巡回パトロール」(51.0%)、「通学路安全対策などの子どもの安全対策」(45.5%)、「道路・公園・駐車場・マンション等の施設、建物からの暗がり・死角の解消」(44.8%)の順になっています。



(6) 地域防犯活動への参加について

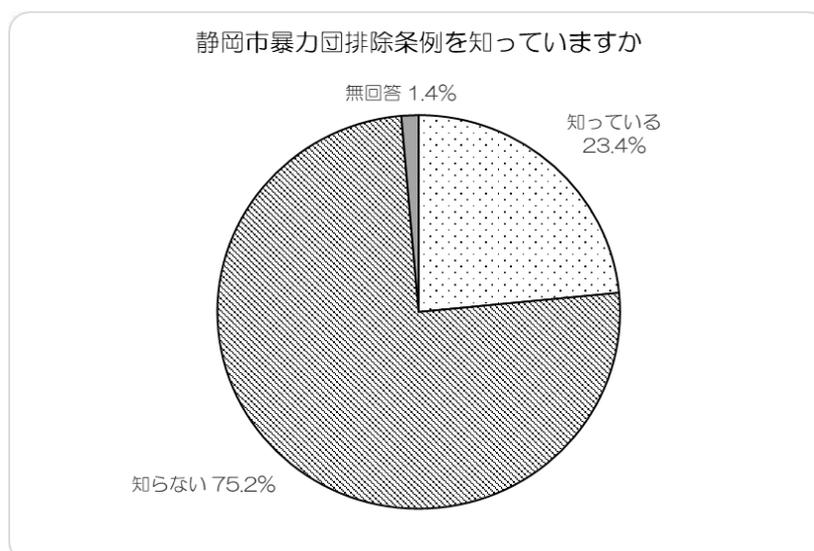
地域で行われている防犯活動に、今は参加していない（参加する予定なしを含む。）人が 89.0%と、実際に防犯活動に携わっている人は少ないという結果でした。

なお、「参加していないし、参加する予定もない」と回答した割合は、平成 25 年の調査では 41.0%でしたが、今回の調査では 33.1%とその割合が微減しています。



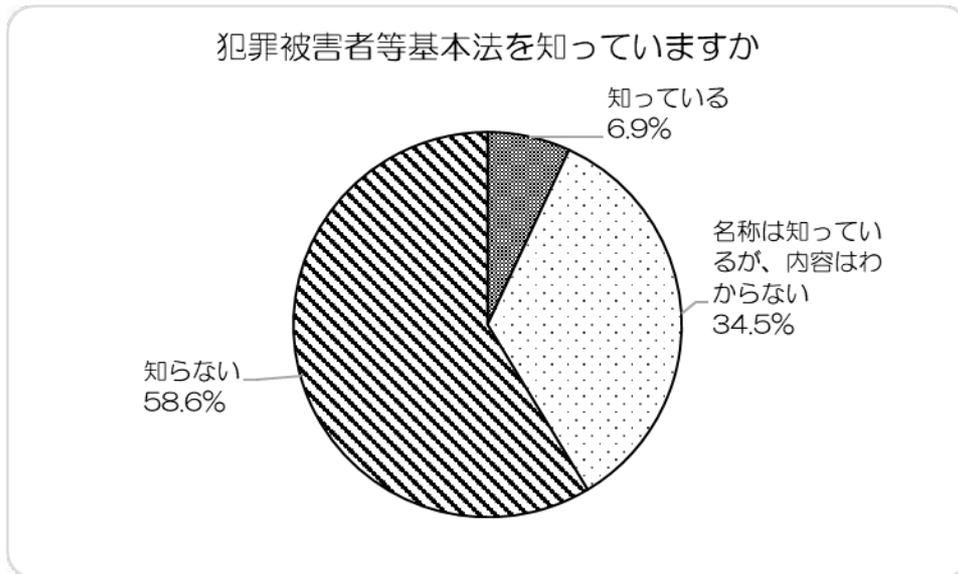
(7) 暴力団排除に関する取組について

平成 25 年 4 月 1 日に施行した静岡市暴力団排除条例を「知っている」と回答したのは、全体の 23.4%でした。このうち、32.4%が「条例の名前しか知らない」と回答しました。



(8) 犯罪被害者等の支援について

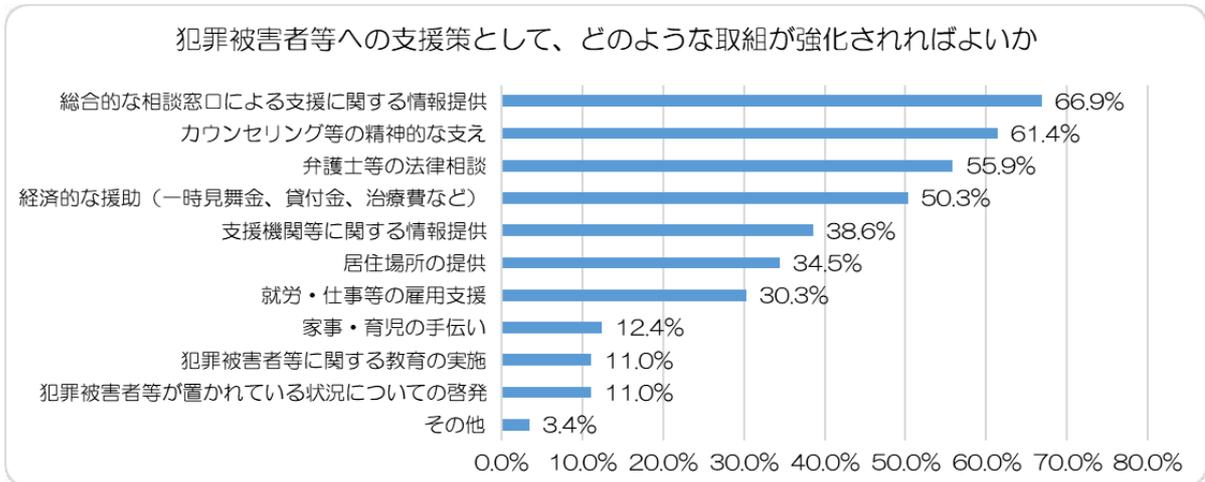
犯罪被害者等基本法^{*}の「名称は知っているが、内容はわからない」(34.5%)、「知らない」(58.6%)となっています。平成25年の調査では、「名称は知っているが、内容はわからない」(49.0%)、「知らない」(36.0%)でした。

**※「犯罪被害者等基本法」とは**

「犯罪被害者等の権利や利益の保護を図る」ことを目的に、平成17年4月1日に施行されました。基本法では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と被害者の権利を明文化し、犯罪被害者等のための施策は、「被害の状況や原因、置かれている状況に応じて適切に講じられ、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講じられるもの」と掲げられています。

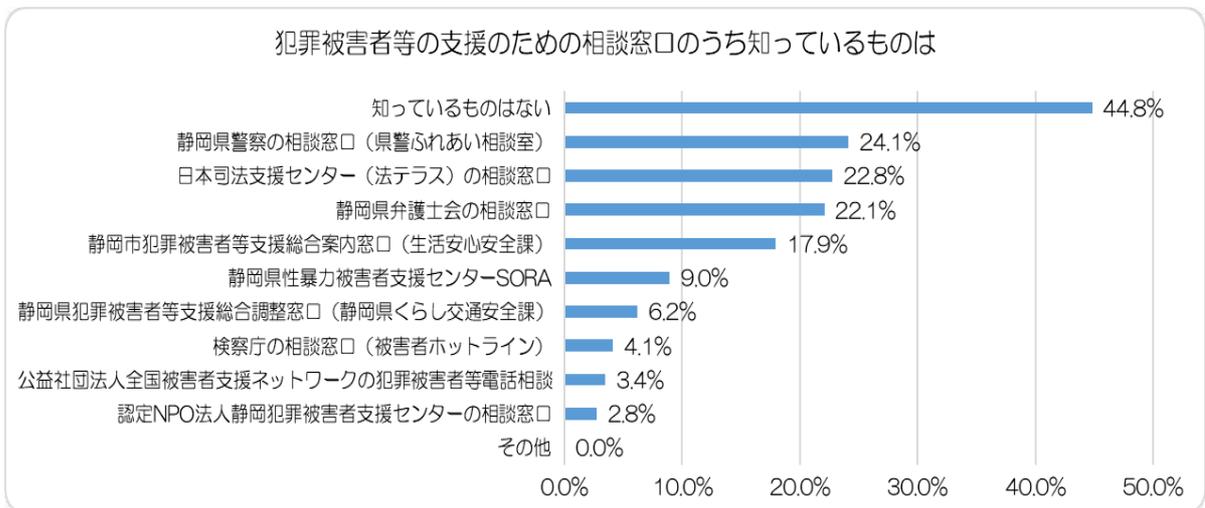
また、犯罪被害者等への支援を「国・地方公共団体・国民の責務」と位置づけています。

犯罪被害者等への支援策としては、「総合的な相談窓口による支援に関する情報提供」(66.9%)が最も多く、「カウンセリング等の精神的な支え」(61.4%)、「弁護士等の法律相談」(55.9%)、「経済的な援助(一時見舞金、貸付金、治療費など)」(50.3%)となっています。



静岡市では総合的な相談窓口として「犯罪被害者等支援総合案内窓口」を設置していますが、「静岡市の相談窓口」を知っているとの回答は17.9%でした。

「知っているものはない」という回答が最も多く、44.8%でした。



3 これまで（平成27～29年度）の取組検証と犯罪等に強いまちづくりへの課題

平成27年度から開始した第2次基本計画では、「防犯意識の高い人づくり」、「防犯力の高い地域づくり」、「犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり」、「犯罪被害者等への支援体制づくり」という4つの基本方針と11の基本施策のもと、74の犯罪等に強いまちづくりに関する事業を推進してきました。計画期間3年目の平成29年度には事業が77に増え、犯罪等に強いまちづくりを推進しています。

基本方針	基本施策	対象事業数		平成29年度事業達成度				事業の検証 〔市政アンケートモニター調査結果（平成30年度実施）、刑法犯認知件数〕	後期計画に向けて
		H27	H29	A	B	C	-		
防犯意識の高い人づくり	防犯意識を高める広報啓発	7	7	5	1	0	1	安全、安心に暮らすためにどのような取組みが強化されればよいのか？ ↓ 防犯・犯罪情報の提供 11.0% 個人の防犯意識を高めるための広報啓発 3.4%	継続 防犯意識の向上を推進
	防犯力を高める情報発信	2	2	2	0	0	0	地域における防犯活動として防犯の効果が上がると思う活動は？ ↓ 防犯教室の開催 14.5%	継続
	防犯力を高める教育	6	6	4	1	0	1 (廃止)	地域の防犯活動に参加したことがあるか？ ↓ 今は参加していないが、できれば参加したい 53.8% 防犯意識を高めるための情報提供・広報啓発が不足している。地域の防犯活動に参加したい人を取り込むための情報発信が必要。	継続 ★ 子どもの安全教育
重点 防犯力の高い地域づくり	地域防犯活動の支援	7	7	5	0	2	0	地域における防犯活動として防犯の効果が上がると思う活動は？ ↓ ・防犯パトロール活動 73.8% ・通学路での児童の見守り活動 66.9% ・地域におけるコミュニケーション（高齢者宅訪問、あいさつ、声かけ など） 57.2%	継続 ★ 地域の防犯活動を強化を推進
	関係機関との連携強化	13	13	12	0	1	0	地域で連携した防犯活動や日頃のコミュニケーションが大切だと認識されている。	継続
	地域の安全を見守るパトロール活動の強化	10	10	10	0	0	0	計画中間年である平成30年の目標値4,200件以下（平成25年6,121件の31%減）	継続 ★
	暴力団排除活動の推進	7	7	6	1	0	0	静岡県暴力団排除条例を知っているか？ ↓ ・知らない 75.2% 施行から5年経過したが、条例がまだ浸透していない。	継続 ★ 暴力団排除活動の取組の周知
犯罪の起きにくい環境づくり	犯罪防止に配慮した公共施設の整備	3	4	2	1	0	1	安全、安心に暮らすためにどのような取組みが強化されればよいのか？ ↓ ・通学路安全対策などの子どもの安全対策 45.5% ・施設、建物からの暗がり・死角の解消 44.8% ・街頭防犯カメラの設置 31.0%	継続 ★ 犯罪の起きにくい環境づくりを推進
	市民が行う防犯設備の整備促進	9	12	9	0	1	2	自治会等が地域に設置する防犯灯は犯罪防止に役立っていると思うか？ ↓ ・そう思う 38.6% ・どちらかといえばそう思う 49.0% 子どもの安全対策や死角のない都市空間整備が求められている。	継続
犯罪被害者等への支援体制づくり	犯罪被害者等への理解	3	3	3	0	0	0	犯罪被害者等基本法を知っているか？ ↓ ・知っている 6.9% ・名称は知っているが、内容はわからない 34.5% ・知らない 58.6% 施行から約10年経過したが、広く浸透していない。	継続 ★ 犯罪被害者等への理解と主体として推進
	相談・支援体制の充実	7	7	5	0	0	2	支援策として強化したほうが良いと思う取組は？ ↓ ・総合的な相談窓口による支援に関する情報提供 66.9% ・カウンセリング等の精神的な支え 61.4% ・弁護士等の法律相談 55.9% 総合案内窓口による支援に関する情報提供が必要。	継続

これまでの取組により、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域で自主防犯活動団体が組織されました。また、地域住民、事業者、地方公共団体、警察、ボランティア団体などが連携して各種の防犯対策を行ったことにより、刑法犯認知件数が減少するなど、一定の成果があがっています。

しかしながら、市政アンケートモニター調査の結果から、「空き巣や忍び込み」「子ども連れ去りやいたずら」「地域にある暗がりや見通しの悪い場所」といった市民生活に身近な場所での犯罪、場所に対する不安が大きいことや、「地域の防犯活動に参加」「犯罪被害者等基本法を知っている」といった割合について低い数値を示す結果となりました。

市民の身近なところで起こる犯罪はいまだに多く発生しており、そのような犯罪をいかに抑止するか、また、不幸にも犯罪に遭われてしまった人が、その被害を回復し、元の平穏な生活を営むことができるよう、「犯罪等に強いまちづくり」の実現に向けて、次のとおり課題を整理します。

課題1 身近な場所での犯罪の発生

本市の犯罪の状況をみますと、駐車場や駐輪場、道路、公園などの街頭で起きる自転車盗や車上ねらい、オートバイ盗、また、空き巣や忍び込みといった侵入窃盗などは、平成26年の3,080件から平成29年の2,222件へと認知件数は減少しているものの、私たちの身近なところでも依然として多く発生しており、犯罪への不安はぬぐえません。

本市で最も認知件数の多い自転車盗は、犯行が容易であり、初めて犯罪に手を染める時に犯しやすいことから「ゲートウェイ犯罪」と呼ばれ、これらの犯罪から悪質な犯罪にエスカレートするケースも多くあります。こうした犯罪の発生を防ぐことが、以後、より重大な犯罪の発生の抑止、市民の治安に対する不安の改善につながります。

自転車盗や侵入窃盗などは日頃からの取組や心掛けにより被害を未然に防止できることから、**防犯対策や地域ごとの犯罪発生状況等を市民に対して発信することにより、自分が住んでいる地域の市民一人ひとりの防犯意識を高めていきます。**

課題2 地域防犯活動を担う人材の不足

静岡市内では、「地区安全会議」(自治会等を中心に設立された地域自主防犯活動団体)が平成27年度以降4団体増加し、計45団体設立されているほか、地域安全推進員や自治会等で地域住民による多くの自主的な防犯活動が行われています。

しかし、地域防犯活動への参加者の多くが高齢者であり、活動が一部の人に限定されているのが実情です。

一方で、平成30年の市政アンケートモニター調査結果では、地域防犯活動への参加について「今は参加していないが、できれば参加したい」との回答が53.8%と、興味を持っている人もいます。自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域の様々な活動に参加することにより、地域の連帯感が高まり、そのことが地域全体の防犯力を高めることにもなります。

こうした人々が**気軽に防犯活動に参加することができる体制をつくる**とともに、地域自主防犯活動団体が継続的に活動を行えるように引き続き様々な支援を進めていきます。

課題3 子ども・女性・高齢者等を狙った犯罪の発生

子どもに対する不審者からの声かけやつきまとい、女性への暴行やわいせつ行為、高齢者を狙った振り込め詐欺など弱い立場の人を狙った犯罪は後を絶ちません。

子どもや女性、高齢者等が、犯罪の被害者とならないためには、犯罪から身を守るための防犯知識を身につけるとともに、防犯環境の整備や地域全体での見守り活動を行うことが必要です。

特に、子どもの安全に関しては、平成30年5月に新潟市において下校途中の児童が殺害される痛ましい事件が発生し、国において「登下校防犯プラン」が取りまとめられるなど、社会的に関心が高まっています。

犯罪を発生させないための見守り活動の充実のため、地域における防犯パトロールの実施や地域防犯活動の支援に加え、犯罪の起きにくい環境(ハード)づくりとして、自治会等に対する**街頭防犯カメラ設置事業補助金交付事業を推進**していきます。

また、子ども自身が犯罪に遭わないための知識や万が一犯罪に遭遇したときに自分の身を守る方法を身につける**「子どもの体験型防犯講座」を実施**していきます。

課題4 被害者・加害者の低年齢化

社会情勢の変化に伴い、出会い系等のコミュニティーサイトに起因して小学生や幼児が犯罪被害の対象となったり、以前のように家庭や地域において規範意識を学ぶ機会が少なくなり、罪を犯すことへの抵抗感が小さくなり、子どもが加害者として犯罪に関わるケースも増えてきていると思われます。

犯罪から子どもを守るとともに、子どもが犯罪に走らないように、子どもの発達段階に応じた教育や家庭、地域、警察や行政が一体となって社会全体で見守り、非行防止と規範意識の向上を図ることが大切です。

子どもが犯罪被害に遭わないための教育として、課題3でも整理したように、子ども自身が自分の身を守る方法を身につける「子どもの体験型防犯講座」を実施していきます。

課題5 犯罪被害者等支援に対する理解不足

犯罪被害者等は、犯罪により命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的ショックによる心身の不調や医療費・弁護士費用等の経済的負担など様々な困難に直面します。

市では、犯罪被害者等が被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営めるよう犯罪被害者等への支援の取組を進めていますが、調査結果から犯罪被害者等の支援についてあまり知られていないことが明らかになりました。

本市における犯罪被害者等に対する支援を充実させていくために、*継続して*犯罪被害者等について理解を深める必要があります。このことが犯罪を起こしてはいけない、起こさせてはいけないという規範意識、防犯意識の向上にもつながります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目的

安心して活動することができる安全な地域社会の実現

この計画は条例に基づき策定するもので、条例が目的としている「**安心して活動
できる安全な地域社会の実現**」を計画の目的とします。(条例第1条)

2 基本理念

条例の第3条において、本市における犯罪等に強いまちづくりの基本理念を定めています。第2次基本計画では、第1次基本計画に引き続き、条例に掲げられている3つの事項を計画の基本理念とし、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指すものとします。

＜基本理念＞

- (1) 地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること
- (2) 人と人との交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと
- (3) 市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと

3 計画期間

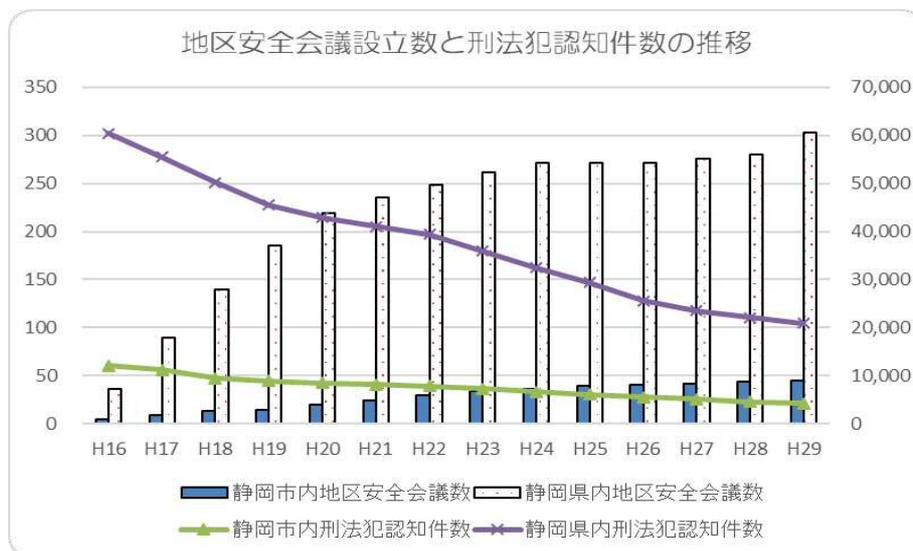
この計画は、平成27年度から平成34年度までの **8年間** の計画とします。

ただし計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況に応じて、適宜、計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めるものとします。

4 8年後の目指す姿

みんなで取り組む地域防犯活動の推進

本市では、平成16年度から地域における自主防犯活動を促進するため、静岡県と連携し地域の自主防犯活動団体である地区安全会議の設立を支援してきました。それ以降の本市の刑法犯認知件数は減少しており、こうした地区安全会議など自主防犯活動団体による防犯パトロール活動が、街頭犯罪の抑止に効果があると考えられます。



また、地区安全会議による夜間パトロールや小学校の登下校時間帯に合わせたパトロールなど、地域の実情に合わせて行われている様々な防犯活動は、犯罪被害の未然防止や子どもの安全確保のほか、青少年の健全育成、地域住民の防犯意識の高揚、地域で一体となった防犯活動に取り組むことによる地域の連帯感の醸成につながることから、犯罪の抑止や安心な地域づくりに大きく貢献しています。

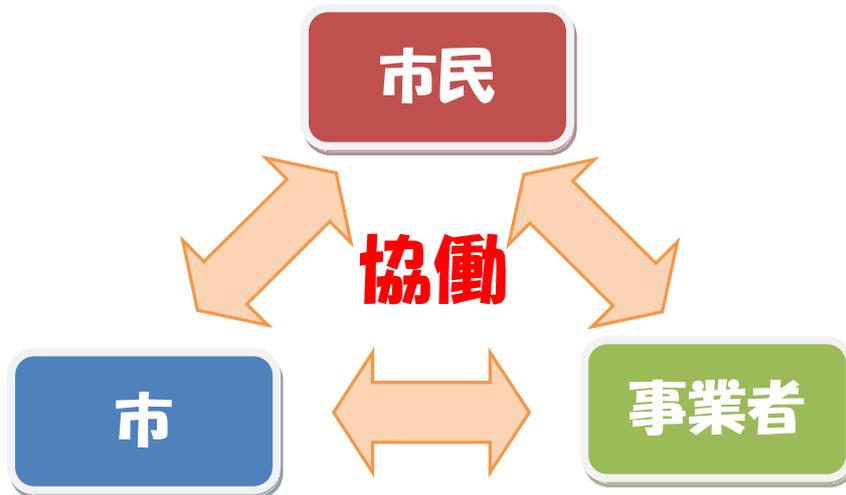
『みんなで取り組む地域防犯活動の推進』を実現するため、第2次基本計画では「防犯力の高い地域づくり」を重点項目とし、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つとともに、自らが暮らす地域の安全を確保するために、自治会・町内会を中心に、地域住民、事業者、警察、ボランティア団体などが協力し一体となった防犯活動が取り組まれるよう、地域防犯活動の更なる推進に取り組みます。

地域で活動する自主防犯活動団体等の例

地区安全会議、自治会・町内会、PTA、健全育成会、事業所、交番等を拠点に活動する地域安全推進員などのボランティア

5 それぞれの役割

安心して活動することができる安全な地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、協働して取り組む必要があります。



(1) 市の役割

- ① 犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的に実施します。
- ② 犯罪等に強いまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関と相互に連携を図ります。

(2) 市民の役割

- ① 自らの規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めるよう努めます。
- ② 日常生活において犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めます。
- ③ 地域における活動に積極的に参加し、又は協力し、互いの交流を深めることにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めます。

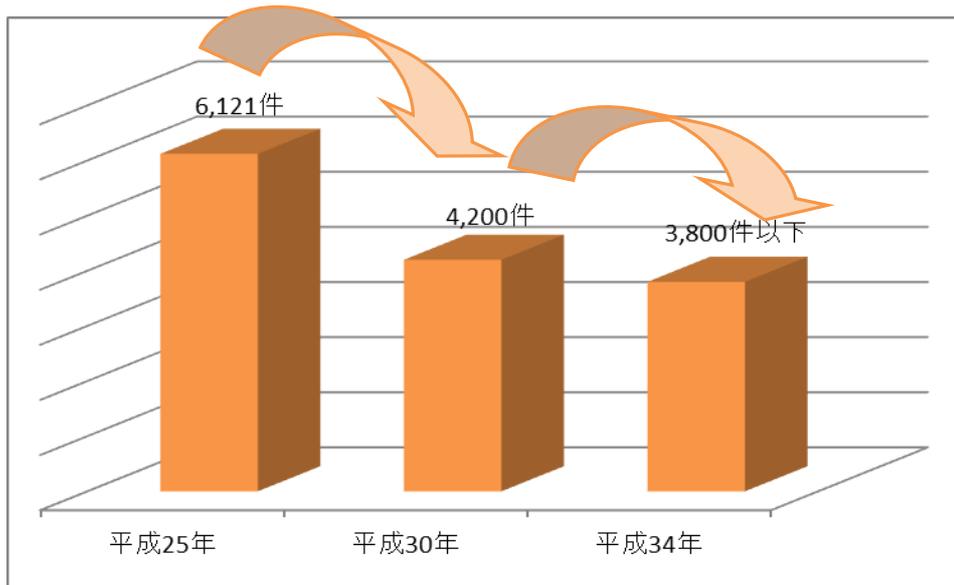
(3) 事業者の役割

- ① 市内における事業活動において、犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めます。
- ② 地域社会の一員であることを認識し、地域における活動に積極的に参加し、又は協力することにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めます。

6 計画の目標

計画の目標を達成するために、下記のとおり刑法犯認知件数を成果指標とし、この計画期間における数値目標を設定します。

刑法犯認知件数



平成25年 (現状値)	平成30年	平成34年 (目標値)
6,121件	4,200件	3,800件以下

※平成25年比 38%減

【目標値の見直しの実施状況】

(1) 1回目 (平成28年度)

平成27年の刑法犯認知件数が5,072件となったことを受け、「平成34年の刑法犯認知件数5,000件以下」の見直しを行い、「平成34年の刑法犯認知件数4,000件以下(計画中間年である平成30年の刑法犯認知件数4,600件以下)」としました。

(2) 2回目 (平成29年度)

平成28年の刑法犯認知件数が4,517件となり、「計画中間年である平成30年の刑法犯認知件数4,600件以下」を達成したため、「平成34年の刑法犯認知件数3,800件以下(計画中間年である平成30年の刑法犯認知件数4,200件以下)」と上方修正しました。

第4章 基本方針及び基本施策

1 基本方針

本計画では、次の4項目の基本方針を掲げ、犯罪等に強いまちづくりへの取組を推進していきます。

なお、子ども、女性、高齢者等が被害者となる犯罪は社会全体に与える影響が大きく、市民の不安感の増大にもつながります。

刑法犯認知件数の減少が続くなか、犯罪に対する抵抗力が乏しい弱い立場の子どもや女性を狙った、犯罪の前兆となる「声かけ事案」の届出件数は、依然として高い水準で推移しています。特に、子どもの安全確保については、平成30年5月に新潟市において下校途中の児童が殺害される痛ましい事件が発生し、国において「登下校防犯プラン」が取りまとめられるなど、社会的に関心が高まっています。

また、被害者の多くが高齢者である「振り込め詐欺」については、件数、被害額ともに増加傾向が続いており、手口も複雑化・巧妙化しています。

加えて、スマートフォンの普及などネット社会の急激な広がりにより、今後、被害者・加害者の低年齢化やストーカー行為の深刻化なども危惧されます。

本市では、静岡県「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」の重点項目である『**子ども・女性・高齢者等の安全確保**』については、全ての施策に共通する認識として、子ども、女性、高齢者など、いわゆる犯罪弱者を犯罪から守るため、被害防止対策の推進に引き続き取り組みます。

また、「第4次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」において、新たに地震や豪雨等の災害時を見据えた防犯対策の視点を取り入れることとなったため、本市においても、このような視点を取り入れながら施策に取り組んでいきます。



基本方針1 防犯意識の高い人づくり

市民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」という意識、防犯に対する関心を持ち、防犯に関する知識を習得し、自らが防犯対策を行うことで、身近な場所で起きる犯罪を防ぐことにつながります。

市民の防犯意識や規範意識を高め、防犯に関する情報を発信し、積極的な広報・啓発活動を実施することで、犯罪被害の未然防止・減少に引き続き取り組みます。

【基本施策】

- 1 防犯意識を高める広報啓発
- 2 防犯力を高める情報発信
- 3 防犯力を高める教育

基本方針2 防犯力の高い地域づくり

安心して活動することができる安全な地域社会の実現には、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、地域が一体となって防犯活動に取り組むことが必要です。

「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、地域住民が互いに力を合わせ一体となった自主的な防犯活動が継続的、効果的に行われるように支援するとともに、地域と連携した取組をすることで、犯罪の抑止に引き続き取り組みます。

【基本施策】

- 1 地域防犯活動の支援
- 2 関係機関との連携強化
- 3 地域の安全を見守るパトロール活動の強化
- 4 暴力団排除活動の推進

基本方針3 犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり

安心して活動できる安全な地域社会の実現には、個人や地域による防犯活動とともに、犯罪が発生しにくい環境を整備することが重要です。犯罪防止に配慮したハード面での環境を整備し、市民の身近な生活環境における防犯性を高めることで、犯罪を寄せ付けない、犯罪の起こりにくいまちづくりに引き続き取り組めます。

【基本施策】

- 1 犯罪防止に配慮した公共施設の整備
- 2 市民が行う防犯設備の整備促進

基本方針4 犯罪被害者等への支援体制づくり

思いがけず犯罪の被害に遭われた被害者やその家族又は遺族は、犯罪による精神的・身体的・財産的な直接の被害のみならず、再び被害に遭うのではないかとといった恐怖・不安からの精神的・身体的な被害や経済的な困難など、様々な問題に直面します。

犯罪被害者等が、その被害を回復し、再びその地域において平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等への支援に引き続き取り組めます。

【基本施策】

- 1 犯罪被害者等への理解
- 2 相談・支援体制の充実

2 具体的な取組

※所管課名については、平成30年度の課名で表記しています。

基本方針1 防犯意識の高い人づくり

(1) 防犯意識を高める広報啓発

市民一人ひとりの防犯意識を高め、「犯罪等に強いまちづくり」への理解が深まるよう、様々な媒体や機会を通じて広報啓発に取り組みます。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
競輪場内における防犯啓発活動	警察署からの依頼をもとに静岡競輪場内大型映像及び場内テレビにて防犯に関する映像を映し、啓発活動を実施します。	財政局 財政部 公営競技事務所
市民の防犯意識高揚のための啓発活動	市民の防犯意識を高めるため、警察や防犯協会等と連携して各種啓発活動を実施します。	市民局 生活安心安全課
静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会	暴力追放・飲酒運転追放・交通安全・防犯・犯罪被害者等支援に関する市民の意識高揚をはかり、暴力や交通事故、犯罪のない明るいまちづくりを推進していくため、各団体と連携して静岡市暴力追放・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会を開催します。	市民局 生活安心安全課
消費者啓発集中キャンペーン	消費者被害を未然に防止するため、街頭キャンペーンを実施します。	市民局 生活安心安全課
青少年の健全育成のための広報啓発活動	青少年の健全育成を推進するとともに、地域社会全体で青少年を温かく見守り、支え育てる環境をつくるため広報啓発活動を実施します。 啓発リーフレットの作成・配布、7月・11月の強調月間中における街頭キャンペーンや街頭広報、機関紙「みらい」の発行、青少年問題に関する啓発用DVD等の貸出、非行防止及び携帯電話安全・安心利用についての新中学1年生保護者への啓発を実施します。	子ども未来局 青少年育成課

自転車等盗難事件防止のための自転車施錠及び放置自転車削減呼び掛け運動	清水区内の市営駐輪場の利用者、主に高校生に対し、自転車盗難防止のための、施錠や放置自転車の禁止を、市職員、警察官、教員が連携し呼び掛けを実施します。	都市局 都市計画部 都市計画事務所
下水道工事現場における防犯活動	犯罪の発生を防ぐため、下水道請負業者に「ここにもあります防犯の目」とかかれた防犯活動を示すのぼり旗を工事現場に掲げるよう呼びかけます。	上下水道局 下水道部 下水道建設課 下水道事務所

(2) 防犯力を高める情報発信

市内の犯罪情報・不審者情報などを様々な媒体を通じて発信することで、市民の防犯意識を高め、犯罪の未然防止に取り組みます。

特に、被害が減らない振り込め詐欺については、継続してより効果的な注意喚起に取り組んでいきます。

また、防犯対策や地域ごとの犯罪発生状況等を情報発信することにより、市民の防犯意識を高める取組を進めていきます。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
同報無線や防災メール等を利用した広報啓発活動	振り込め詐欺など特定の犯罪が多発した場合に、市民の防犯意識を高めるため、同報無線や防災メール等を利用した広報を実施するとともに、庁内各課や警察と連携して啓発活動を実施します。	市民局 生活安心安全課
【新規】ホームページ等による情報発信	ホームページや広報紙等により、防犯対策や地域ごとの犯罪発生状況等を発信し、市民の防犯意識を高めていきます。	市民局 生活安心安全課
緊急情報ちらし等の配布	市民からの情報提供をもとにして、悪質商法について注意喚起するための緊急情報ちらし等を配布します。	市民局 生活安心安全課

(3) 防犯力を高める教育

防犯に関する学習機会を提供し、犯罪に巻き込まれないための防犯知識の教育や、「加害者にならない」といった規範意識を育み、迷惑行為や非行の防止のための安全教育に取り組みます。

特に、子どもの安全確保については、学校等における体験型防犯教育などの実践的な取組も取り入れながら、個人の防犯意識を高めていく取組を推進していきます。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
防犯に関する講座の開催	生涯学習施設で防犯に関する講座を実施します。	市民局 生涯学習推進課
防犯教室、講演会の開催	市民が規範意識や防犯意識を高め、防犯に関する知識を身につけるため地域で行われる防犯教室、講演会を支援します。	市民局 生活安心安全課
★ 【新規】 子どもの体験型防犯講座の実施	小学生を対象とし、子ども自身が「犯罪に遭わないための知識」や「万が一犯罪に遭遇したときに自分の身を守る方法」を身につける体験型防犯講座を実施します。	市民局 生活安心安全課
くらしの出張教室	町内会・自治会、老人会などを対象に、訪問販売、電話勧誘、架空請求などの悪質商法に関する情報を提供することにより、悪質商法の被害防止を図ります。	市民局 生活安心安全課
ヤングライフセミナー	高校生、専修学校生、大学生などを対象に、悪質商法の情報等を提供し、若者の消費者被害の未然防止を図るとともに、若者に消費者としての自覚と自立を促し、より豊かな消費生活を実現してもらうことを目指します。	市民局 生活安心安全課
学校安全指導者講習会	各校の安全担当に学校安全に関する講習会を開催します。	教育局 児童生徒支援課



基本方針2 防犯力の高い地域づくり

(1) 地域防犯活動の支援

地域での自主的な防犯活動が活性化され、継続的に実施されるよう、地域防犯活動への支援に取り組みます。また、地域防犯活動への参加を促し、地域防犯活動に携わる人材の育成を推進します。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
地域防犯活動事業費補助金	地域防犯活動を行う地区安全会議の立ち上げ及び活動に要する経費に対し補助金を交付します。	市民局 生活安心安全課
防犯協会補助金	犯罪の防止や少年の非行防止活動を行う防犯協会に対し補助金を交付します。	市民局 生活安心安全課
地域防犯組織を対象とした研修会の開催	地域防犯組織を対象に「学童を対象とした防犯パトロール活動に特化せず地域全体の安心安全なまちづくりを目指した活動を行うための研修会」を実施します。	清水区役所 地域総務課
山間地等廃棄物不法投棄監視員	山間地等廃棄物不法投棄監視員による、山間地等の廃棄物不法投棄監視パトロールを実施します。	環境局 廃棄物対策課
静岡市保護司会連絡協議会補助金	更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し補助金を交付します。	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課
青少年健全育成活動の支援	市内各地域の青少年健全育成団体に対し、事業費等を補助し、地域ぐるみの健全育成活動を支援します。	子ども未来局 青少年育成課
委託検針員・委託未納料金収納業務従事者による防犯活動への支援協力	委託検針員・委託未納料金収納業務従事者が不審者情報の連絡通報・事故等の連絡通報・危険個所の連絡通報・通学路など地域の防犯活動に協力します。	上下水道局 水道部 営業課

(2) 関係機関との連携強化

地域防犯活動団体を含む関係機関との連携体制を整備し、情報の共有や合同事業の実施、災害時を見据えた防犯対策に係る情報提供など関係機関と一体となった防犯活動に取り組みます。また、関係機関、地域住民と連携し、子どもや女性、高齢者等が犯罪被害に遭わないよう支える取組を推進します。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
競輪場内における犯罪の防止	静岡競輪場内において自衛警備隊を組織し、場内パトロール及び防犯カメラによる監視を行います。 事犯に対しては、自衛警備隊による聞き取り調査を行い、案件によっては警察に引き継ぎます。	財政局 財政部 公営競技事務所
静岡市外国人住民施策連絡会議	多文化共生推進施策を進めるため、関係機関との情報交換を行い、外国人・日本人がともに安心して生活できるよう、市内在住の外国人住民に関する状況を広く把握する会議を開催します。	市民局 男女参画・多文化共生課
女性のための総合相談（女性会館）	家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など女性の悩みに関する相談に、女性相談員が応じます。	市民局 男女参画・多文化共生課
男性電話相談「メンズほっとライン静岡」	家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など男性の悩みに関する相談に、男性相談員が応じます。	市民局 男女参画・多文化共生課
【新規】LGBT 相談（女性会館）	LGBT 当事者や家族、関係者を取り巻く性の多様性に関する相談に応じます。	市民局 男女参画・多文化共生課
防犯活動団体との連携・協働	防犯活動を行うNPOやその他の防犯活動団体と連携、協働し、防犯まちづくりに取り組みます。また、それらの活動に対し、情報提供などの支援を行います。	市民局 生活安心安全課
静岡市・静岡市警察部連絡会議	警察本部、市内各警察署、市による情報交換及び意見交換を行う静岡市・静岡市警察部連絡会議を開催し、連携して防犯施策に取り組みます。	市民局 生活安心安全課

第4章 基本方針及び基本施策

区内防犯組織のネットワークの構築	自治会等、市民による防犯組織を把握し、横断的な連絡会を開催し、情報提供、情報交換の場とし、地域ぐるみで安心安全なまちづくりを推進します。	清水区役所 地域総務課
成年後見制度利用支援事業	契約行為等を自分の意思で行うことが困難な認知症等の高齢者及び知的障害者等に対して、成年後見制度の利用の促進を図ることで、本人の権利を守るとともに犯罪被害防止につなげます。	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 ほか
認知症高齢者見守り事業	徘徊する恐れのある認知症高齢者をメール配信システムに事前登録を行い、その際、検索時の目印になるよう見守りシール(反射材)を配付し、行方不明時には協力者にメール配信を行います。	保健福祉長寿局 地域包括ケア推進 本部
青少年を取り巻く社会環境の実態調査及び立入調査	青少年を取り巻く社会環境の実態を調査し、有害環境の把握と改善に取り組みます。	子ども未来局 青少年育成課
要保護児童対策地域協議会開催	要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関が集まり支援策の検討や情報交換を行います。	子ども未来局 子ども家庭課
放置自転車等に対する市・警察の共通マニュアル作成事業	清水区内で発見された放置自転車等の撤去・盗難届確認等の手続きを迅速化するため、都市計画事務所と清水警察署が連携し、共通マニュアルを作成します。	都市局 都市計画部 都市計画事務所
放火されない環境づくり	「静岡市消防局放火されない環境づくり推進要領」に基づき、放火火災による生命、身体及び財産の被害の軽減を図ることに取り組みます。	消防局 消防部 予防課

(3) 地域の安全を見守るパトロール活動の強化

街頭犯罪を抑止するためパトロール活動を実施するとともに、子ども、女性、高齢者等を犯罪から守り、子どもの健全育成や高齢者の孤立防止につながる活動に取り組みます。また、散歩などの日常活動の機会に多くの方が気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進にも取り組んでいきます。

<主な事業>



事業名	事業内容	所管課
青色防犯パトロール	犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安心して暮らすことができるよう、青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールに取り組みます。	市民局 生活安心安全課
【新規】 「ながら見守り」活動の実施	既存の防犯団体による見守り活動のすき間を埋め、市民の防犯意識を高めていくことを目指し、地域防犯活動に関心がある市民が気軽に活動に取り組めるよう、「ながら見守り」活動を推進していきます。	市民局 生活安心安全課
スカイパトロール	市職員が消防局所有の消防ヘリコプターに搭乗し、上空から監視パトロールを実施します。	環境局 廃棄物対策課
廃棄物監視機動班	廃棄物監視機動班により、監視パトロールを実施します。	環境局 廃棄物対策課
青少年を対象とした補導活動	青少年の非行や犯罪被害を未然に防ぐため、静岡市青少年育成センターを中心に地域、学校、警察等と連携し、街頭補導を実施します。	子ども未来局 青少年育成課
市営安倍口団地 18、19号棟巡回警備業務	委託警備員による巡回を実施し、防犯・防火及び未成年者の健全育成に努め、近隣住民の安全並びに事故を防止し、良好な環境を維持します。	都市局 建築部 住宅政策課
委託検針員による高齢者等の見守り支援事業	高齢者に異変が認められる場合、委託検針員が関係機関へ連絡通報します。	上下水道局 水道部 営業課

学校応援団推進事業	地域ぐるみで教育や子育てを進めていくために、学校と保護者、地域住民が連携し、地域ボランティアにより学校を応援する活動です。学校ごと必要に応じて、登下校の見守り等の防犯活動を実施しています。	教育局 教育総務課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	子ども達を取り巻く課題を解決するための活動の一つとして、学校や通学路における子ども達の安全確保のため、地域との連携を図り、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組みます。	教育局 児童生徒支援課
定例巡視・特別巡視	静岡市高等学校校外教育連盟が主催するもので、連盟に加入している市内高等学校の教員が当番制で放課後や長期休暇時を中心に生徒の巡視・見守りを実施します。	静岡市立高等学校 清水桜が丘高等学校

(4) 暴力団排除活動の推進

暴力団が市民生活及び市内の事業活動において不当な影響を与える存在であることから、暴力団のいない安全で安心な地域社会を実現することを目的に、平成25年4月に「静岡市暴力団排除条例」を施行しました。

この条例の基本理念である「暴力団を恐れない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を利用しない」の3つを基本とした広報・啓発活動の推進や、市の事務事業からの暴力団排除の推進に取り組みます。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
市の事務事業における暴力団排除の推進	市の事務事業が暴力団の利益とならないよう、入札や契約事務から暴力団を排除します。	各所管課
公の施設からの暴力団排除の実施	市の施設を暴力団に管理させないとともに、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる利用から暴力団を排除します。	施設所管課

暴力追放に関する広報啓発活動	静岡市暴力追放推進協議会と連携し、暴力追放のための広報啓発活動、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用の防止及び銃器犯罪等根絶に関する広報啓発活動を実施します。	市民局 生活安心安全課
暴力追放に関する研修会の開催	静岡市暴力追放推進協議会と連携し、民事介入暴力対策、企業対象暴力対策の研修会を開催します。	市民局 生活安心安全課
地域暴力排除活動の推進	静岡市暴力追放推進協議会、市民、事業者と連携し、地域における暴力排除活動を推進します。	市民局 生活安心安全課
暴力追放推進協議会補助金	犯罪のない明るく住みよい市民生活を確立するため、暴力追放運動を積極的に推進することを目的とし、暴力追放活動を行う静岡市暴力追放推進協議会に対し補助金を交付します。	市民局 生活安心安全課
静岡県公共料金等暴力対策協議会負担金	静岡県公共料金等暴力対策協議会と連携し、公共事業者への暴力的要求行為を予防排除し、事業者の円滑な業務を確保します。	上下水道局 水道部 水道総務課



基本方針3 犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり

(1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備

道路や公園などにおいて、暗がりの解消や見通しの確保など犯罪防止に配慮した公共空間の整備に取り組みます。また、公共施設においては防犯に配慮した施設の整備を推進します。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
市営自転車等駐輪場の整備	市営自転車等駐輪場を整備する際、見通しを確保するため、防犯カメラを整備するなど、犯罪防止への配慮に努めます。	都市局 都市計画部 交通政策課
公園の整備	公園を整備する際、地域住民の意見を取りながら、防犯の観点からも見通しの確保についての検討を加えるよう努めます。	都市局 都市計画部 公園整備課
道路照明灯のLED化	道路を整備、維持管理する際、道路利用者の安全な通行を確保するとともに、暗がりの解消や見通しを確保するため道路照明灯の整備、更新としてLED化を推進します。	建設局 道路部 道路保全課

(2) 市民が行う防犯設備の整備促進

市民自らが行う防犯設備の整備を促進するため、防犯性能の高い防犯設備などの情報を提供します。また、地域の行う防犯対策が効果的に行われるよう、地域に応じた防犯設備の整備の支援に取り組みます。

特に、地域自主防犯活動の補完にもつながる街頭防犯カメラの設置については、その設置を期待する声も多いことから、設置を行う自治会・町内会、地区安全会議への支援を継続していきます。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
防犯灯設置事業費補助金	自治会・町内会が防犯灯を設置する際の費用を補助します。	市民局 市民自治推進課 各区地域総務課

防犯灯維持費補助金	自治会・町内会等が防犯灯を設置した際の維持費（電気代）を補助します。	市民局 市民自治推進課 各区地域総務課
開発行為手続きにおける防犯指導	開発行為手続きの中で、工事資機材の盗難防止を呼び掛けます。	市民局 生活安心安全課
大規模店舗立地法手続きにおける防犯指導	大規模店舗立地法手続きの中で、万引きなどの店舗内での犯罪発生防止のための措置を取るよう指導します。 駐輪場を設置する場合には、施錠の励行等の看板を設置するよう指導します。	市民局 生活安心安全課
防犯カメラ運用ガイドラインの策定及び普及	プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関する静岡市独自のガイドラインを作成し、防犯カメラの普及を図ります。	市民局 生活安心安全課
【平成28年度～】 通話録音装置等購入費補助金交付事業	65歳以上の高齢者を対象に、強引な電話勧誘や、特殊詐欺などの防止に効果が見込まれる通話録音装置・着信拒否装置等の購入に補助金を交付します。	市民局 生活安心安全課
★【平成29年度～】 街頭防犯カメラ設置事業補助金交付事業	地域の自主的な防犯活動を促進し、及び犯罪等に強いまちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組を支援するため、街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、設置に係る経費を補助します。	市民局 生活安心安全課
社会福祉施設等の施設整備	障害者施設への防犯設備（侵入感知センサー等）整備に対する補助を実施します。	保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者福祉課
商店街環境整備事業	商店街が防犯カメラを整備する事業に対し、補助金を交付します。	経済局 商工部 商業労政課
住宅市街地における居住環境水準項目の普及促進	犯罪が起きにくいまちづくりを進め安心して暮らすことのできる居住空間が整備されるよう、住宅市街地における居住環境水準の項目の普及促進に努めます。	都市局 建築部 住宅政策課
子どもひなん所	地域全体で子どもを犯罪から守るため、協力していただける地域等に「子どもひなん所」というステッカーを学校を通して配布します。	教育局 児童生徒支援課

基本方針4 犯罪被害者等への支援体制づくり

(1) 犯罪被害者等への理解

犯罪被害者等の置かれている状況や平穏な生活を確保するための配慮の重要性について、理解を深めるため意識啓発に取り組みます。

<主な事業>

事業名	事業内容	所管課
犯罪被害者等に関する広報啓発活動	犯罪被害者等の相談窓口一覧や必要な手続などについて掲載したパンフレット等を配布し、犯罪被害者等支援の必要性を啓発していきます。	市民局 生活安心安全課
犯罪被害者等に関する研修会、講習会の実施	市職員を対象とした犯罪被害者等支援についての研修会、市民を対象とした犯罪被害者等について理解を深めるための講習会を開催します。	市民局 生活安心安全課
犯罪被害者等に関する講演会の開催	犯罪被害者等支援の必要性を学ぶため、犯罪被害者の遺族などを講師に招き、講演会を実施します。	市民局 生活安心安全課

(2) 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等の被害の回復・軽減又は防止をするため、相談窓口の機能を充実させるとともに、警察や関係機関・団体と連携した相談・支援に取り組みます。

<主な事業>

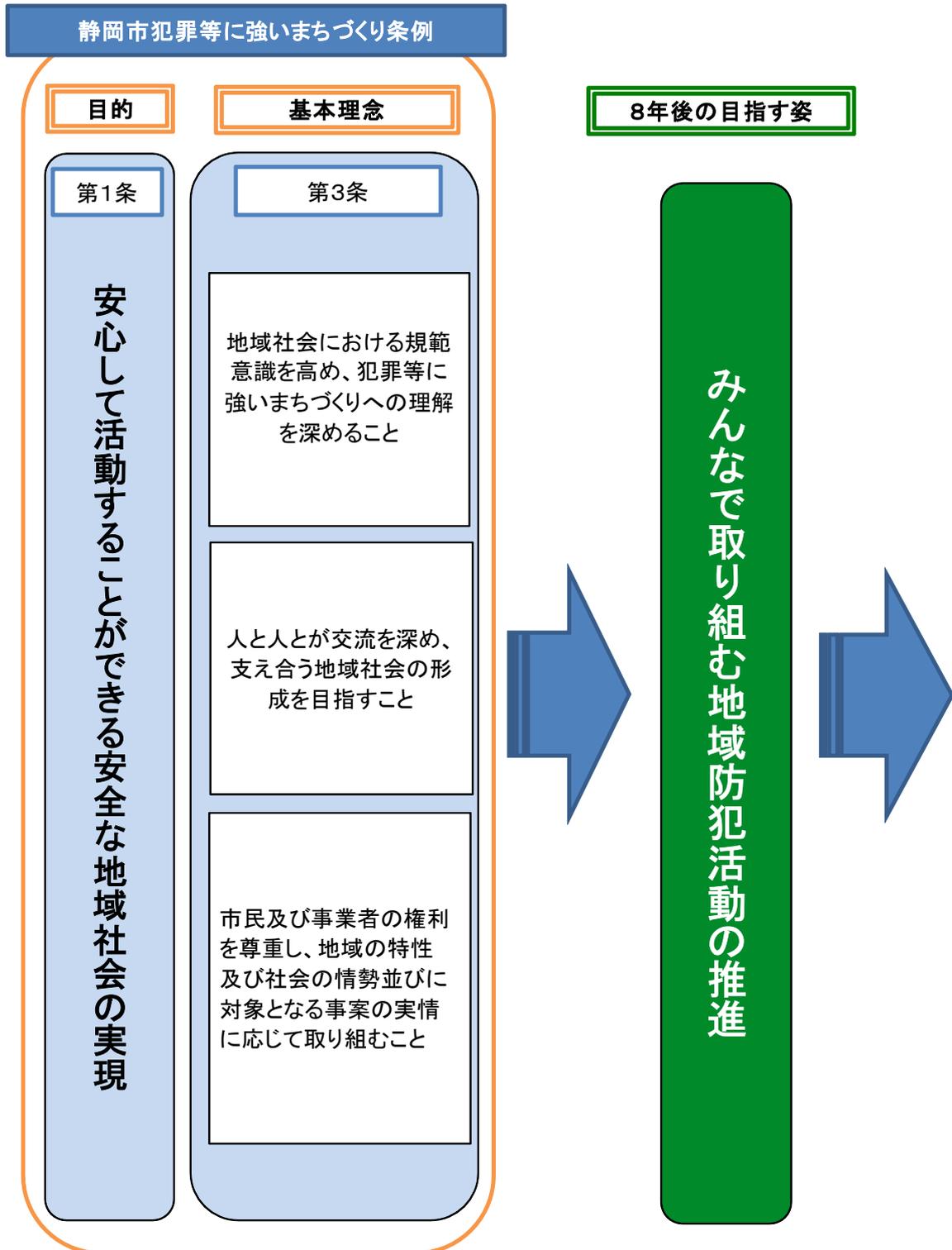
事業名	事業内容	所管課
犯罪被害者等支援総合案内窓口	犯罪被害者等支援のための総合案内窓口にて、相談者を受け入れ、必要に応じて、各種相談窓口へ案内します。	市民局 生活安心安全課
犯罪被害者等支援庁内連絡会議	犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、犯罪被害者等の立場に立った支援方策を協議するための連絡会議を開催し、連携した犯罪被害者等支援施策を推進します。	市民局 生活安心安全課

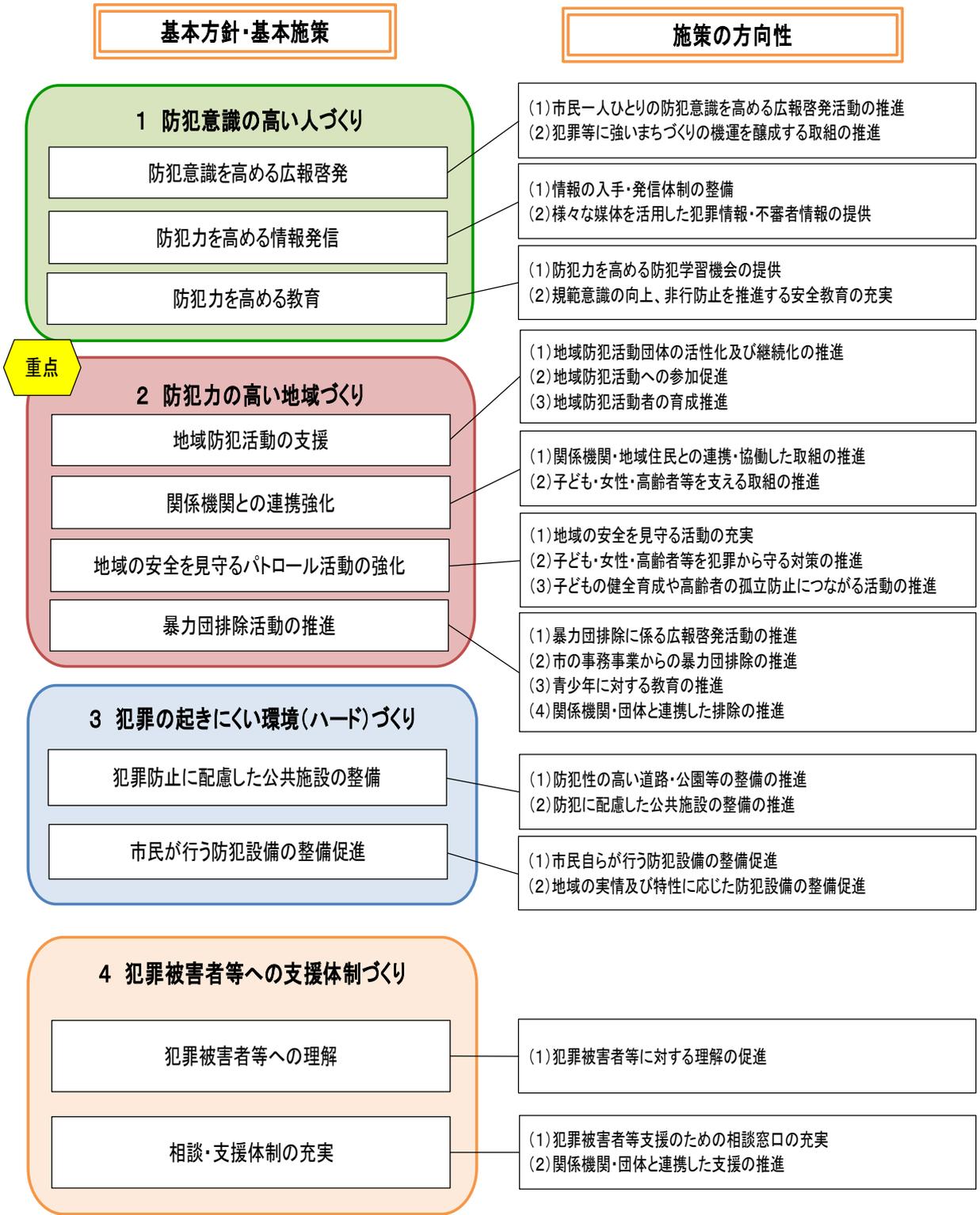
<p>住民基本台帳事務における支援措置</p>	<p>DV及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。</p> <p>支援期間については、1年間。(1年ごとの更新)</p>	<p>市民局 戸籍管理課 各区戸籍住民課</p>
<p>障害者相談支援事業</p>	<p>障がいのある人及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を実施することで、障がいのある人の権利を守るとともに犯罪の被害防止につなげます。</p>	<p>保健福祉長寿局 <i>健康福祉部</i> 障害者福祉課</p>
<p>発達障害者支援センター運営事業</p>	<p>発達障がいのある人に対する支援を総合的に行う専門相談機関を社会福祉法人への委託により実施します。</p>	<p>保健福祉長寿局 <i>健康福祉部</i> 障害者福祉課</p>
<p>犯罪被害者等のための市営住宅の目的外使用</p>	<p>犯罪被害者等のための市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領に基づき同被害者に市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。</p>	<p>都市局 <i>建築部</i> 住宅政策課</p>
<p>配偶者からの暴力被害者に対する市営住宅の目的外使用</p>	<p>配偶者からの暴力被害に対する市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領に基づき同被害者に市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。</p>	<p>都市局 <i>建築部</i> 住宅政策課</p>





3 施策の体系





第5章 計画の推進

1 全市的な推進体制

市民が安心して活動できる安全な地域社会の実現には、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に協力する必要があります。

これらに加えて、県や警察などの関係機関とも連携を図ることにより、犯罪に強いまちづくりを総合的に推進します。

2 本市の推進体制

(1) 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会

学識経験者、防犯活動団体及び犯罪被害者等支援団体の関係者及び公募委員で構成される「静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会」において、計画に基づく施策の進捗状況を検証・評価するとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する重要な事項等を審議します。

(2) 静岡市犯罪等に強いまちづくり関連行政推進委員会

犯罪等に強いまちづくりに関する施策に係る庁内関係課で構成される「静岡市犯罪等に強いまちづくり関連行政推進委員会」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となった施策を推進します。

3 計画の進行管理

計画推進のための取組状況については、年度ごととりまとめ、市民に公表します。

また、施策や事業の実施状況について点検と評価を行い、実施状況を検証し、以降の事業にフィードバックします。



4 世界共通目標を踏まえた対応

平成27年9月の国連サミットで採択されたアジェンダ(行動計画)に記載された、世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)(※)について、日本としても、国や地方自治体含め各関係機関で積極的に取り組んでいるところです。

SDGs(持続可能な開発目標)には17の目標が掲げられており、本計画についていえば、特に「⑩平和と公正をすべての人に」が関係しているといえます。

誰もが安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指す静岡市として、このSDGs(持続可能な開発目標)も踏まえて、今後施策を展開していきます。

※SDGs(持続可能な開発目標) 外務省ホームページより

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っている。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。



平成27年2月4日

静岡市長 田辺 信宏 様

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会

会長 木宮 敬信

「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」の策定について

静岡市の防犯及び犯罪被害者等支援施策の基本となる「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」の策定について、別紙のとおり報告いたします。

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会報告書

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会は、学識経験者、防犯活動に携わる者、犯罪被害者等支援に携わる者、市民からなる5名の委員で構成し、「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」の策定について審議してまいりました。

静岡市においては、刑法犯認知件数は減少しているものの、人口の減少、少子・高齢化といった社会情勢の変化から、地域社会の一体感や連帯意識の希薄化、地域の防犯活動を担う人材の不足など、今後、犯罪の起きやすい環境につながる懸念されます。また、高齢者を狙った振り込め詐欺の手口の複雑化・巧妙化や、スマートフォンやネット社会の普及による子どもや女性の被害増加、被害者・加害者の低年齢化といった問題もあります。

「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」では、現計画の「犯罪等に強いまちづくりを知る」「力を合わせ支え合う」「犯罪等に強いまちをつくる」という3つの考え方を継承しつつ、社会情勢の変化、犯罪の複雑化・巧妙化、子ども、女性、高齢者の被害発生といった社会的課題に対応し、「人づくり」「地域づくり」「環境づくり」「支援体制づくり」の4つの基本方針のもと、防犯及び犯罪被害者等施策に取り組むことを提言いたします。

なお、それぞれの施策の実施においては、下記内容について取り組むよう、審議会一同の総意として強く要望いたします。

記

- 1 市民一人一人の防犯意識や規範意識を高め、防犯に関する情報を広く発信し、地域・警察等と連携した積極的な広報啓発活動に取り組むこと
- 2 犯罪から子どもを守るとともに、子どもが加害者にならないよう、家庭・学校・警察と連携し、子どもの発達段階に応じた教育や規範意識の向上に取り組むこと
- 3 犯罪被害に遭いやすい子ども、女性、高齢者を犯罪から守り、子どもの健全育成や高齢者の孤立防止など地域全体で支える活動の推進に取り組むこと
- 4 次世代につながる安心・安全な地域づくりに向け、若い世代を取り込んだ地域防犯活動を促進し、犯罪の防止に配慮した環境づくりの推進に取り組むこと
- 5 犯罪被害者等支援について、市民が犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを推進し、行政や警察・支援団体等の関係機関との連携を強化し、途切れなく支援を受けられるよう努めること

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会委員

氏名	所属	備考
天野 早苗	公募委員	
遠藤 礼子	NPO 法人静岡県防犯アドバイザー協会 理事	平成 26 年 8 月～
木宮 敬信（会長）	常葉大学 教育学部 准教授	平成 26 年 8 月～
望月 一代	NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター 支援室長	
山本 和生	公募委員	
佐々木 光郎（会長）	静岡英和学院大学 人間社会学部 教授	～平成 26 年 7 月
増田 育男	NPO 法人静岡県防犯アドバイザー協会 理事長	～平成 26 年 7 月

静岡県犯罪等に強いまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪等に強いまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、安心して活動することができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身又は財産に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において活動する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、誰もが犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えるおそれがあることを認識し、次に掲げる事項を基本として、それぞれの役割を果たしながら、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指すものとする。

- (1) 地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること。
- (2) 人と人との交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと。
- (3) 市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと。

2 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、次に掲げる取組が相互に関連し補完し合う関係にあるという認識の下、これらを総合的に推進するものとする。

- (1) 市民が犯罪等により害を被り、又は他人に害を与えることなく平穏な生活を営むことができるよう、地域社会において犯罪等の発生を防ぐ取組
- (2) 犯罪被害者等に対して、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支える取組

3 犯罪等に強いまちづくりは、市、市民及び事業者が、互いの自主性及び自立性を尊重しながら協働して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らの規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、その日常生活において犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域における活動に積極的に参加し、又は協力し、互いの交流を深めることにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、市内における事業活動において、犯罪等に強いまちづくりに取り組むとともに、犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域における活動に積極的に参加し、又は協力することにより、犯罪等に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市長は、犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合を図りながら、犯罪等に強いまちづくりに関する施策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を聴取し、これを反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第14条に規定する静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（啓発活動）

第8条 市は、犯罪等に強いまちづくりに関し、市民及び事業者の意識を高め、理解を深め、及び活動を促進させるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（犯罪等の発生を防ぐための取組に対する支援）

第9条 市は、第3条第2項第1号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪等の発生の防止に配慮した施設等)

第10条 市は、公共施設等の設置及び管理に当たり、犯罪等の発生を防ぐために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、建築物その他の施設等の設置及び管理に当たり、犯罪等の発生の防止に配慮するものとする。

3 市は、犯罪等の発生の防止に配慮した建築物その他の施設等の設置及び管理の普及に努め、市民及び事業者に対し助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する配慮)

第11条 市は、市の施策の実施に当たっては、犯罪被害者等の権利を尊重し、その心情等に配慮して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、犯罪被害者等の権利を尊重し、その名誉及び生活の平穩を害することのないよう配慮するものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第12条 市は、犯罪被害者等がその被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、情報の提供、相談、紹介その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援の実施に当たっては、関係機関、犯罪被害者等に対する支援を行う団体等と相互に連携を図るものとする。

(犯罪被害者等支援の取組に対する支援)

第13条 市は、第3条第2項第2号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会)

第14条 犯罪等に強いまちづくりに関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めのあるもののほか、市長の諮問に応じて犯罪等に強いまちづくりに関する重要な事項を審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 第3条第2項第1号に掲げる取組に携わる者
- (3) 第3条第2項第2号に掲げる取組に携わる者

(4) 市民

- 5 市長は、前項第4号に掲げる委員を選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例 概要図

目的 (第1条)
 犯罪等に強いまちづくりの推進により、安心して活動することができる
 安全な地域社会の実現に寄与する

基本理念 (第3条)

3つの基本事項 (第1項)

- ①地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深める (第1号)
- ②人と人とが交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指す (第2号)
- ③市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性などに応じて取り組む (第3号)

犯罪等に強いまちづくりの推進 (第2項)

- ①防犯の取組 (第1号)
- ②犯罪被害者等支援の取組 (第2号)

市、市民、事業者が協働 (第3項)

それぞれの責務

市の責務 (第4条)	市民の責務 (第5条)	事業者の責務 (第6条)
施策の総合的な実施 体制の整備 関係機関との相互連携	日常生活における取組 市の施策への協力 地域における交流を深める	事業活動における取組 市の施策への協力 地域活動への参加

**施策の
基本事項**

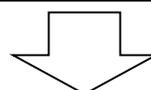
基本計画の策定 (第7条) 審議会の設置 (第14条)



犯罪等に強いまちづくりの取組

広報・啓発活動 (第8条)

防犯の取組	犯罪被害者等支援の取組
防犯の取組に対する支援 (第9条)	犯罪被害者等に対する配慮 (第11条)
防犯に配慮した施設等の設置 (第10条)	犯罪被害者等に対する支援 (第12条)
	犯罪被害者等支援の取組に対する支援 (第13条)



市民が犯罪等に遭うことなく、また犯罪等により害を受けても再び平穏な生活を営むことができる、安心して安全な地域社会の実現

静岡市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、静岡市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策その他暴力団の排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって安全で安心できる市民生活を確保し、及び静岡市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号の暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）並びに静岡県、静岡県警察、他の市町その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、静岡県又は静岡県警察に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（その準備のための行為を含む。）に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は静岡県警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、市の事務及び事業に関し暴力団の排除のための必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものについて、市が実施する入札に参加させないものとする。

3 市は、売買、賃借、請負その他の契約において、次に掲げる内容を定めるものとする。

(1) 当該契約の相手方（下請その他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。次号において同じ。）から暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものを排除すること。

(2) 当該契約の相手方が、当該契約に係る事業の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うこと。

(公の施設の管理等における暴力団の排除)

第7条 市は、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有するものに市が設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の許可について定める他の条例の規定によるもののほか、当該公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該他の条例の規定に基づく利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。

(警察署長等への意見聴取)

第8条 静岡県個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）第2条第1項の実施機関は、前2条の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該措置の対象とすべきものであるかどうかについて、所轄の警察署長その他の関係機関の意見を聴くことができる。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、静岡県警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、静岡県警察その他の関係機関と連携し、市民等が暴力団の排除の重要性及び暴力団の排除に係る市の施策について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち中学校及び高等学校をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を

認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、前項に規定する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(暴力団の威力を利用する行為の禁止)

第13条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員等を利用すること、自らが暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等暴力団の威力を利用する行為をしてはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画

平成27年3月

(平成31年3月 一部改訂)

発行

静岡市 市民局 生活安心安全課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1058/FAX 054-221-1291